

「私立学校法の改正について」（令和7年3月25日更新）Q&A 抜粋

公益社団法人私学経営研究会

（資料出所）文科省「私立学校法の改正に関する説明資料（令和7年3月25日更新）」

https://www.mext.go.jp/content/20250325-mxt_sigakugy-000021776_001.pdf

第18条（機関の設置）

第144条（会計監査人の設置の特例）

【説明資料 p83～84】

Q1：理事、監事、評議員の定数に幅を持たせることは可能なのか。可能である場合、評議員の定数が理事の定数を超えるという点については、どう判断されるのか（例えば、理事の定数は5人～10人、評議員の定数は6人～11人とすることは可能か）。【令和5年6月6日更新】

A1：理事、監事、評議員の定数に幅を持たせることは可能です。ご提案された例については、理事が7人、評議員が6人など、評議員の数よりも理事の数が多くなる可能性があることから不適切であると考えます。この場合には、寄附行為に「評議員の実数は理事の実数を超える数でなければならない。」などの規定を設ける必要があると考えます。

Q2：評議員に欠員が生じ、評議員の実員より理事の実員が多くなってしまふことは問題ないのか。

A2：評議員の実員より理事の実員が多くなってしまふことは、理事よりも多い人数の評議員によって理事会を監視するという制度趣旨からして問題がある状態であると考えており、速やかに欠員の補充をすべきであると考えます。

Q3：法改正を機に、理事や評議員の定数を削減しようと考えているが、寄附行為に定める定数が変更になったことをもって、任期満了となっていない理事や評議員を解任することは可能か。【令和6年7月8日更新】

A3：本人の意思で辞任をするということでない場合には、寄附行為において定数が変更されたことのみを理由として解任することは問題となる可能性があります。その場合には、寄附行為改正の際に経過措置を設けて、理事等の数を段階的に減らしていくなどの方策が考えられます。

Q4：会計監査人の「定数を定める」とは、複数の公認会計士あるいは監査法人を想定しているのか。

A4：会計監査人は1人でも可能です。その場合には、定数を1人と定めることになります。

なお、公認会計士法において、学校法人は個人の会計士が単独で監査することも認められていますが、一般に、取引の内容が複雑かつ高度であり、取引規模に応じて、複数の公認会計士による組織的監査が必要であると判断される場合には、他の公認会計士若しくは監査法人と共同監査とするか、又は他の公認会計士を補助者として使用して行うことを検討する必要があるとされています。

Q5：会計監査人が監査法人の場合、寄附行為の定数はどう定めるのか。【令和5年12月12日追加】

A5：ひとつの監査法人が会計監査人となる場合には「一名」と規定することとなります。

Q6：大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合、会計監査人はいつまでに置かなければならないのか。

A6：例えば、令和7年度に関する決算において事業の規模が基準を満たすこととなり、大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合や、令和8年4月に学校を設置し、事業を行う区域が基準を満たすこととなり、大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合には、令和8年度の最初の定時評議員会の終結の時までに、会計監査人の選任を行っていただく必要があります。

第23条（寄附行為の認可）

Q 1 : 寄附行為は電磁的記録をもって作成することができると規定とされているが、逆にこのような記載がないものは紙で作成しなければならないのか。

A 1 : 「書」、「書面」などの文言が含まれ、書面で作成されることが前提とされているものを除いては、そもそも電磁的記録で作成することができると解しています。

第 27 条（寄附行為の備置き及び閲覧等）

第 29 条（理事選任機関）

第 30 条（理事の選任等）

Q 1 : 理事選任機関を定めるに当たってのポイントは何か。【令和 6 年 7 月 8 日更新】

A 1 : 理事選任機関の構成等は寄附行為に委ねられていることから、評議員会を理事選任機関とすることをはじめ、各学校法人で様々な定めとすることが可能であるが、理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保することが望ましいと考えます。

Q 2 : 理事選任機関を理事会としたり、理事を学内選挙により選任することは可能か。【令和 6 年 7 月 8 日更新】

A 2 : 理事会を理事選任機関とすることも違法とは解されないことから可能です。ただし、Q1 や今回の制度改革の趣旨を踏まえて適切に判断いただきたいと思います。

また、理事の事実上の選任を学内選挙によることも可能ですが、解任する場合の責任主体が不明確になることがないよう、選挙結果を踏まえて理事選任機関である評議員会が選任するといった方法や、選挙の実施を含む選任に責任を持つ理事選任機関（名称としては、例えば理事選挙委員会などとすることも考えられます。）を置くなどの工夫が考えられます。

Q 3 : 評議員会が理事選任機関となった場合、評議員会の意見聴取は不要となるのか。

A 3 : そのとおりです。

Q 4 : 理事選任機関を「評議員会」とする場合、理事選任機関である「評議員会」の運営方法は、私立学校法上の「評議員会」の運営方法によるのか。それとも独自にルールを定めることが可能か。【令和 5 年 8 月 1 日追加】

A 4 : 評議員会を理事選任機関とする場合、私立学校法上の「評議員会」の運営方法によります。評議員会のルールに従うため、原則として理事会が議題・議案を決定すること、原則として 1 週間前までに招集通知を発出する必要があること、決議要件を加重することはできないことなどに留意する必要があります。

Q 5 : 理事選任機関として、全ての理事及び全ての評議員から構成される「理事・評議員協議会」を編成し、理事に加えて評議員の選任も同機関にて一括して行うことは可能か。もし可能な場合、運営上何か留意すべき事項は想定されるか。

なお、上記の方法が可能である場合、理事・評議員協議会の構成員に全ての評議員が含まれることから、理事選任の際に必要な評議員会への意見聴取を省略することは可能か。【令和 5 年 1 2 月 1 2 日追加】

A 5 : ご提案の方法で理事及び評議員の選任を一括して行うことは可能であると考えます。運営上の留意点として、当該機関における実際の決議において、複数の評議員が欠席し、理事が過半数を占める状況の中で評議員が選任された場合には、理事又は理事会が選任する評議員が 2 分の 1 を超えているものとして改正後の法第 6 2 条第 5 項第 2 号に違反する可能性がありますので、評議員が理事の数を超えている状況を担保して頂くことが望ましいものと考えます。

また、当該理事選任機関には評議員が全員含まれているとはいえ、評議員会とは異なる機関ですので、理事を選任する場合には、改めて評議員会の意見を聴く必要があるものと考えます。

Q 6 : 理事選任機関構成員の任期について、寄附行為作成例では「○年」と明記している。理事選任機関の構成員を「理事から○名、評議員から○名」等と規定した場合、当該構成員が理事、評議員を退任した後（理事、評議員としての資格を失った後）も、理事選任機関構成員の任期中であれば、理事選任機関の構成員として考えて良いか。【令和 5 年 1 2 月 1 2 日追加】

A 6 : このケースの場合、理事、評議員としての資格を失った後、理事選任機関の構成員であり続けるかどうかは、各学校法人の判断となります。どちらの扱いになるのかを明確にするため、寄附行為等に明示しておくことが考えられます（例：「理事選任機関の構成員は、理事又は評議員を退任した場合であっても、理事選任機関の構成員としての地位は失わないものとする」）。

Q 7 : 充て職理事の選任についてはどのように行うことになるのか。

A 7 : 今回の制度改正により、教学における役職者などについて、理事選任機関の選任行為無しで自動的に理事になることは不可能になります。校長理事についても、校長としての選任と理事としての選任は別個のものと考えていただき、それぞれの段階で適格性を判断した上で選任していただくことが必要となります。

Q 8 : 理事として選任される際の要件の 1 つとして、学部長であることなど、教学における役職に就いていることを寄附行為で定めることは可能か。

A 8 : 可能です。ただし、今回の制度改正により、教学における役職者などについて、理事選任機関の選任行為無しで自動的に理事になることは不可能になります。教学における役職者としての選任と理事としての選任は別個のものと考えていただき、それぞれの段階で適格性を判断した上で選任していただくことが必要となります。

Q 9 : 理事選任機関は複数あってもよいのか。

A 9 : 理事選任機関は複数あっても構いません。

Q 10 : 理事選任機関を 1 人の者で構成してもよいのか。

A 10 : 理事選任機関を 1 人も者で構成することは不可能ではありませんが、特定の者の専横を防止するという今回の制度改正の趣旨を踏まえて適切に判断いただきたいと思います。

Q 11 : 理事選任機関に、設立母体の宗教法人などを位置付けてもよいのか。【令和 5 年 6 月 6 日更新】

A 11 : 理事選任機関は学校法人内に置かれる機関であり、その構成、運営等については寄附行為に定める必要があります。そのため、仮に理事の選任に設立母体の宗教法人を関与させたい場合には、単純に当該宗教法人を理事選任機関とする旨の規定だけでは不十分であり、当該宗教法人のうち、誰（役職など）が理事選任機関の構成員となり、どのように招集・決議が行われるかなどを寄附行為で定めることが必要になるものと考えます。

Q 12 : 理事選任機関を定めるにあたり、その構成員の任命を含め、誰がどのような手順で決めるのか。理事会もしくは評議員会による議決等、必要不可欠な手続はあるのか。【令和 5 年 6 月 6 日追加】

A 12 : 理事選任機関の構成・運営は寄附行為で定めることになるため、構成員の任命方法等を定める寄附行為変更の手続が不可欠となります。

Q 13 : 理事選任機関の構成員の一部を外部団体などに選定してもらうことを考えているが、外部団体が行う構成員の選定は、令和 7 年 4 月 1 日以降の決定でないと認められないか、あらかじめ令和 6 年度中に決定しておくことも可能か。【令和 6 年 6 月 14 日追加】

A 13 : 令和 7 年 3 月 3 1 日以前には、寄附行為において、改正後の私学法における理事選任機関に関する規定が存在しないため、他機関の決議などにより理事選任機関の構成員を選定する場合、当該決議は本来であれば 4 月 1 日以降になされなければならないこととなりますが、3 月 3 1 日以前に行っていた決議の効力の発生を 4 月 1 日からとすることも不可能ではないと考えます。

Q 14 : 理事の選任にあたり、評議員会の意見を聴く、とあるが、評議員会の開催を想定しているのか。文書等で

評議員に対し個別に意見を聴くということでは要件を満たさないのか。【令和5年6月6日追加】

A14：評議員会の意見を聴くためには評議員会の開催が必要になります。

Q15：評議員会の意見は必ずしも反映させる必要はないということによいか。

A15：評議員会の意見については、厳密な意味では法的拘束力があるものではありません。しかしながら、建設的な協働と相互けん制を確立することで実効性のあるガバナンス構造を構築するとの今回の制度改正の趣旨に鑑み、評議員会の意見を尊重することが望ましいと考えています。

Q16：あらかじめ評議員会の意見を聴く際、数人の候補者を挙げておいて、各候補者についての意見を聴くというようなやり方でもよいのか。

A16：可能です。

Q17：学内選挙で理事を事実上選任することとしたい場合、あらかじめ評議員会の意見を聴くことについてはどう対応すればよいのか。【令和6年7月8日更新】

A17：①選挙後、選挙により選ばれた者を理事に選任する前に、当該者を理事にすることについて評議員会の意見を聴くといった対応、②選挙前、理事候補者について評議員会の意見を聴くといった対応、が考えられます。

Q18：理事選任機関を何度も開催しなくてすむように、理事選任機関で理事候補者の選定をする際に、「評議員会において意見がない場合には、再度の理事選任機関の会議を開催することなく新理事を選任したこととする」旨の条件付き決議をしておくことは可能か。【令和6年6月14日追加】

A18：改正後の私立学校法第30条第2項の趣旨は、理事の選任に評議員会の関与を必須とすることで評議員会のけん制機能を強化するとともに選任過程の透明性を確保することであり、評議員会において出された様々な意見（必ずしも異議に限定されません）を踏まえて理事の選任を行うことが求められていることから、評議員会での意見聴取後に理事選任機関において新理事の選任の議決がなされることが必要（理事選任機関が理事会・評議員会でない場合には、実開催するか書面開催等とするかは問いません）であり、御記載の方法は適切ではないと考えます。

第31条（理事の資格及び構成）

第146条（理事の構成及び報告義務の特例）

【説明資料 p100～105】

Q1：理事選任機関に解任された理事は「被解任役員」に該当しないのか。理事選任機関に解任された理事を2年以内に再任することは可能か。

A1：被解任役員は、解任の訴え又は解任勧告による解任された理事のことをいうため、学校法人が自主的に解任した理事は被解任役員に含まれません。そのため、そのような理事を再度理事に選任することは理論上可能ですが、解任された事由の解消状況など理事選任機関においてその適格性を適切に判断していただく必要があります。

Q2：改正後の役員・評議員の資格及び構成の要件に対応するため、理事と評議員の兼職を解消する場合、解消後、当該者は理事になるのか、評議員になるのか。

A2：理事と評議員の兼職者について具体的にどのように処理するかについては、学校法人の判断に任せられ、理事とすることも評議員とすることも可能です。寄附行為変更の際の経過措置として定めておくことが考えられます。

Q3：校長理事が校長や理事を退任した場合、同時に理事や校長も退任する必要があるのか。

A3：校長の地位と理事の地位は別のものとして考えることとしており、必ずしも同時に退任する必要はありません。ただし、1つの学校のみを設置する学校法人の場合などには、校長である理事が不在となり法律に違反することになるため、以下のような対応が必要になります。

- ・校長を退任した場合には、新たな校長を理事に選任する（なお、必ずしも理事も退任しなければならないわけではありません）
- ・理事を退任した場合には、校長としても退任し、新たな校長を選任の上、当該校長を理事に選任する
なお、複数の校長が理事となっている場合は、校長である理事が 1 人いれば法律上は問題ありませんが、寄附行為に違反することとなる場合には、寄附行為違反状態を解消するための対応が必要になります。

Q 4 : 1 つの学校のみを設置している学校法人の場合、新しく校長になる者が理事選任機関に理事としての選任を否決されてしまった場合はどうすればよいのか。

A 4 : その場合には、さらに新たな校長を選任し、当該校長を理事選任機関に理事として選任してもらう必要があります。

Q 5 : 校長が 1 名である学校法人において、当該校長の任期が令和 7 年 3 月 31 日までである場合、令和 7 年 4 月 1 日から校長となる者を理事に選任するため、令和 6 年度中の理事会において、事前に理事に選任しておくことは可能か。可能でない場合、どのような方法が考えられるか。【令和 6 年 12 月 20 日更新】

A 5 : 新制度下である令和 7 年 4 月 1 日から理事に就任する者について、旧制度下において選任行為を行うことは適切ではなく、出来る限り避けるべきであると考えています。考えられる対応方法としては例えば以下の 3 つの方法が考えられます。

- ① 令和 6 年度中に理事会を開催し、令和 7 年 4 月 1 日に評議員会を開催することを決定する。その後、令和 7 年 4 月 1 日に評議員会を開催し、当該校長の理事選任についての意見聴取を行い、同日に理事選任機関において当該校長を理事として選任する。
- ② 令和 7 年 3 月 31 日付で現校長に校長及び理事を辞任していただき、令和 7 年 3 月 31 日付で新校長及び理事を選任する（ただし、この場合、理事としての任期は最長でも令和 9 年度に開催される定時評議員会の終結の時までとなる）。
- ③ 新校長予定者が校長就任前の令和 6 年度中に理事に就任しておき、令和 7 年 4 月 1 日から校長に選任する。（ただしこの場合、改正私立学校法施行前に理事に就任している以上、理事としての任期は最長でも令和 9 年度に開催される定時評議員会の終結の時までとなる。）
（理事が 1 名増員となることが、令和 6 年度その時点の寄附行為上問題ないことが必要。）

Q 6 : 学長である理事が 3 月 31 日をもって退職し、理事である副学長が後任の学長となることとなっている。校長理事が不在とならないように、後任の学長の理事としての選任区分変更を行う場合、いつのタイミングでどの機関で行うべきか。【令和 6 年 12 月 20 日追加】

A 6 : 改正後の私立学校法において必要とされるのは、「理事の中に 1 人以上校長（学長）が含まれること」になりますので、どの選任区分から選任するかについては私立学校法上は問題になりません。したがって、後任の学長が理事として在任しているのであれば、法律上は新たな選任手続きや選任区分の変更を行う必要はありません。

Q 7 : 「子法人」とは具体的にどのような法人なのか。【令和 6 年 6 月 14 日更新】

A 6 : 「子法人」とは、学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものであり、具体的には、学校法人が半分を超える議決権を有している法人などを定める予定です。詳細は改正後の私立学校法施行規則第 11 条をご覧ください。

Q 8 : 子法人について、私立学校法施行規則第 11 条に規定される「意思決定機関」とは、具体的にはどこになるのか。【令和 6 年 12 月 20 日追加】

A 8 : 例えば、学校法人であれば理事会、株式会社であれば株主総会、社会福祉法人であれば評議員会が、それぞれ意思決定機関となります。

Q 9 : 私立学校法施行規則第 11 条では、子法人の定義として、以下のように規定されているが、どの法人類型で

あっても以下のどちらも適用されることとなるのか。

- 1 当該学校法人（法第 152 条第 6 項において準用する場合にあつては、準学校法人。次号において同じ。）又はその一若しくは二以上の子法人が意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人
- 2 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が 100 分の 50 を超える他の法人
 - イ 当該学校法人の役員、評議員又は職員
 - ロ 当該学校法人の一又は二以上の子法人に係る子法人役員又は子法人に使用される者
 - ハ 当該学校法人又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該構成員に選任された者
 - ニ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ、ロ又はハに掲げる者であつた者 【令和 6 年 1 月 20 日追加】

A 9：改正私立学校法施行規則第 11 条について、株式会社のような持分権による議決権数が観念できる法人は第 1 号のみが、学校法人のような持分権による議決権数が観念できない法人は第 2 号のみが、それぞれ適用されます。

Q 10：「特別利害関係」とは具体的にどういう関係か。【令和 6 年 6 月 14 日更新】

A 10：「特別利害関係」とは一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものであり、改正後の私立学校法施行規則第 12 条において以下のような者が規定されます。

- ① 当該者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該者の使用人
- ③ 当該者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者
- ④ ②③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①～③までに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

Q 11：理事長と当該学校法人の職員とは特別利害関係（当該者の使用人）にあたるのか。

【令和 5 年 1 月 12 日追加】

A 11：理事長個人が当該職員と直接雇用契約を締結しているわけではなく、当該職員が単に学校法人と雇用関係にあるだけであれば、「当該者の使用人」に該当せず、特別利害関係にはあたりません。

第 32 条（理事の任期）

【説明資料 p 107～109】

Q 1：例えば、令和 8 年 3 月に選任し、令和 8 年 4 月から任期が開始される理事の場合、寄附行為で定める期間が 4 年であった場合、任期はいつまでになるのか。

A 1：任期の開始が令和 8 年 4 月であれば、4 年後の令和 12 年 4 月までの間に終了する最終の会計年度は令和 11 年度であるため、令和 11 年度に関する（令和 12 年 6 月頃に開催される）定時評議員会の終結の時までが任期となります。

Q 2：理事・監事・評議員の任期開始は、当該年度の定時評議員会の「翌日」または「定時評議員会終了後」のどちらか。【令和 5 年 6 月 6 日追加】

A 2：改正後の役員・評議員の任期は、「日」ではなく「時」で切り替わることが原則となりますので、新旧の交代のタイミングは、原則として、「定時評議員会の終結の時」になります。なお、法人の事情等により、新役員・評議員の任期の始期を定時評議員会の翌日とすることも可能です（その場合、定時評議員会の終結の時から翌日までの間は、役職者が不在となるため、退任した役職者がなお権利義務を有することと整理されることとなります）。

Q 3：理事の半数が 2 年ごとに改選されるように任期を調整したいと考えているが可能か。【令和 5 年 8 月 1 日追加】

A 3：寄附行為改正の際の附則として、改正法施行後初めて選任される理事のうち一定の数の理事の任期を短縮する規定を設けておけば、お尋ねの対応は可能と思われます。その際、当該附則により任期が短くなる者と委任契

約を締結する際には、そのことを理解いただいた上で契約を交わす必要がありますので、ご注意ください。

Q 4 : 理事の任期を一律に決めるのではなく、理事選任機関毎などに分けて寄附行為で定めることは可能か。

A 4 : 理事の任期を理事選任機関毎などに分けて寄附行為で定めることは可能ですが、分けることに合理的な理由があるべきと考えます。

Q 5 : 理事の任期が一律ではない場合、理事の任期が評議員の任期を超えてはならないという要件はどのように判断されるのか。【令和 5 年 1 2 月 1 2 日更新】

A 5 : 任期が最も短い評議員の任期が、任期が最も長い理事の任期以上となっている必要があります。

Q 6 : 学部長など充て職の理事を置いている場合、教学における役職の任期と理事の任期がずれる場合が生じるが、どのように対応すべきか。理事の任期を教学における役職の任期である 4 月に合わせることは可能か

A 6 : まず前提として、今回の制度改正により、教学における役職者などについて、理事選任機関の選任行為無しで自動的に理事になることは不可能になります。教学における役職者としての選任と理事としての選任は別個のものと考えていただき、それぞれの段階で適格性を判断した上で選任していただくことが必要となります。

したがって、教学における役職の任期と理事の任期は別のものであるとして考えていただく必要があります。理事の任期の終期は法律の規定により定時評議員会の終結の時までとなりますので、任期の終期の時期を変更することはできません。今回の制度改正において、理事の任期の終期を定時評議員会の終結の時までとする趣旨は、理事が担当していた年度の総決算である定時評議員会まで責任を持って対応することが適切であるとの考えによるものですので、この趣旨を踏まえて運用していただきたいと思います。

Q 7 : 役員や評議員を「選任した日」と「実際に就任する日」は同一日でなくてもよいのか。

また、「選任した日」と「実際に就任する日」が異なる場合、第 3 2 条第 1 項等の任期の終期を定める規定中「選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する…」とされている「選任」とはいつのことを指すのか。

【令和 6 年 6 月 1 4 日追加】

A 7 : 「選任した日」と「実際に就任する日」は同一日でなくても構いません。

また、第 3 2 条第 1 項等の任期の終期を定める規定中の「選任」とは、「実際に就任する日」を指します。

Q 8 : 補欠の理事を選任していなかった場合、理事が辞任した後 1 週間後にその後任の理事が選任されたとき、後任の理事は前任者の残任期間を引き継ぐことは可能か。【令和 6 年 1 2 月 2 0 日追加】

A 8 : 寄附行為において、補欠の理事の任期は前任者の残任期間とすることができる旨の定めがあるのであれば、可能です。（監事・評議員についても同様です。）

Q 9 : 制度改正前に理事の補欠として選任されていた場合、制度改正後にその効力はどうなるのか。【令和 6 年 1 2 月 2 0 日追加】

A 9 : 制度改正前に選任された補欠の効力は制度改正後は有効ではなく、改正後の私立学校法の規定に従った形で改めて補欠として選任していただく必要があります（監事・評議員についても同様です）。

第 33 条（理事の解任）

第 34 条（理事に欠員を生じた場合の措置）

【説明資料 p 111～113】

Q 1 : 理事選任機関が複数ある場合、どの理事選任機関であっても、全ての理事を解任することが可能なのか。

A 1 : 理事選任機関は、自らが選任した理事についてのみ、解任する権限を有します。

Q 2 : 理事選任機関が理事の解任を決定する場合の、決議方法や要件はどうなるのか。

A 2 : 決議方法をはじめ、理事選任機関の運営など必要な事項は、寄附行為で定めることとなります。解任の要件は、改正後の私立学校法第 33 条第 1 項各号に該当していることとなります。

Q 3 : 校長理事が、理事としての解任をされたときや、校長でなくなったときにはどのような対応が必要となるのか。

A 3 : 校長理事が理事として解任された場合、あくまで理事としての解任にすぎないため、必ずしも校長を解職されることにはなりません。校長理事が1人もいなくなる場合には法律に違反することになるため、新たな校長理事を選任するなどの対応が必要となります。校長理事が校長でなくなった場合も同様で、必ずしも理事職の解任がなされるわけではありませんが、校長理事が1人もいなくなる場合には、同様の対応が必要となります。

Q 4 : 理事に欠員を生じた場合の措置としての「なお理事としての権利義務を有する」には、「理事長、代表業務執行理事、業務執行理事」としての権利義務は含まれるか。【令和5年12月12日追加】

A 4 : ここでいう、理事としての権利義務とは、あくまでも理事としての権利義務にとどまり、「理事長、代表業務執行理事、業務執行理事」としての権利義務は含まないものと考えていますので、それらの者が任期満了又は辞任により退任した場合には、速やかに理事会を開催して後任者を選定すべきと考えます。

Q 5 : 「理事は、任期満了の後でも、後任の理事が選任されるまでは、なお、その職務（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事にあっては、その職務を含む。）を行う。」という規定を設けることは可能か。【令和7年3月25日追加】

A 5 : 理事が退任後も理事としての権利義務を有することとなるのは、改正後の私立学校法第34条第1項で規定されているとおり、理事の総数が5人（5人を超える員数を寄附行為をもって定めた場合にあっては、その員数。）を下回ることとなった場合に限られますので、この場合以外にも理事が退任後も理事としての権利義務を有することとなるような規定を設けることはできません。

また、退任後にも有することとなるのは、「理事」としての権利義務であり、「理事長」、「代表業務執行理事」、「業務執行理事」としての権利義務を有することとはできません。

Q 6 : 第34条第1項に規定する「理事に欠員を生じた場合の措置」について、理事の定数が「5名以上7名以下」、本項の措置が発動する員数が「5名」となっている場合、7名いた理事のうち3名が同時に辞任した場合には、だれが「なお理事としての権利義務を有する」ことになるのか。【令和6年6月14日追加】

A 5 : 同時に複数の理事が退任することにより、本項の措置が発動する員数を下回った場合には、同時に退任した全ての理事が、なお理事としての権利義務を有することになります。

第36条（理事会の職務等）

【説明資料 p115～117】

Q 1 : 理事に委任することができない事項について、理事が原案を作って理事会でそのまま決定するのは問題ないか。

A 1 : 最終的に理事会の決議によって決定することが必要とされているものであり、理事が原案を作ることは当然に想定されています。

Q 2 : 理事に委任することができない事項について、理事以外の職員（事務局長など）に委任することは可能なのか。

A 2 : 学校法人の業務を決定することは理事会の職務とされていることから、理事に委任することができない事項は、そもそも理事以外の職員に委任することはできず、理事会において決定しなければならないこととなります。

Q 3 : 理事に委任することができない事項のうち、「多額の借財」とあるが、この金額はどのように決まるのか。法人が自ら決めるのか、資産規模に応じて決まるものなのか。【令和5年12月12日追加】

A 3 : 「多額の借財」に該当するかどうかは、当該借財の額、学校法人の総資産及び経常収支差額等に占める割合、当該借財の目的、学校法人における従来の取り扱い等の事情を総合的に考慮して判断することになると考えます。

Q 4：学長を教員等選挙によって選任することはできなくなるのか。【令和 6 年 7 月 8 日更新】

A 4：学長を教員等選挙によって理事会の決定なしに選任することはできませんが、これまでの法人運営の実態を踏まえ、例えば、理事会は学長を選任する際に教員等選挙の結果を尊重しなければならないといったことを明確化するということはあり得ると考えます。

Q 5：理事に委任することができない事項のうち、「その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任」とは具体的にどの職員なのか。学部長は該当するのか。

A 5：具体的にどの職員が該当するかについては、各学校法人の規模や実情に応じて判断することになります。学部長が必ずしも該当するわけではないと考えています。

Q 6：理事に委任することができない事項のうち、「前各号に掲げるもののほか、学校法人の業務に関する重要事項」とは具体的に何か。

A 6：具体的にどういった業務が該当するかについては、各学校法人の実情によることになりますが、例えば、法人内の重要な規程の作成や年間新規採用予定人員の決定などが考えられます。

Q 7：理事会に評議員が出席することは可能か。

A 7：学校法人の判断により可能です。

Q 8：制度上、学生や保護者の意見は学校法人の運営にどう反映されることになっているのか。

A 8：今回の制度改正において、学生・生徒や保護者の意見聴取等に関する具体的な仕組みが盛り込まれているわけではありませんが、例えば、評議員会に学生・生徒・保護者の意見が反映できるような人選をすることが考えられます。いずれにせよ、学校法人の運営にあたり、その設置する学校において教育サービスを受ける側である学生・生徒や保護者の声に耳を傾けることは重要であると考えています。

Q 9：制度改正前に理事の補欠として選任されていた場合、制度改正後にその効力はどうなるのか。

【令和 6 年 1 2 月 2 0 日追加】

A 9：制度改正前に選任された補欠の効力は制度改正後は有効ではなく、改正後の私立学校法の規定に従った形で改めて補欠として選任していただく必要があります（監事・評議員についても同様です）。

第 37 条（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事）

【説明資料 p 119～127】

Q 1：理事長を、評議員会において選任することや、学内選挙で選任することは可能か。校長などの充て職とすることは可能か。

A 1：理事長は理事会において選任することとなりますので、評議員会や学内選挙による選任や充て職とすることはできません。ただし、評議員会の意見や学内選挙の結果を踏まえ、理事会で最終的に決定することは可能です。

Q 2：理事長の任期はどうなるのか。理事の任期と異なる形で設定することも可能なのか。

A 2：理事長の任期を理事の任期と異なる形で設定することは可能です。ただし、理事長は理事であることが必要であるため、理事長の任期が理事の任期を超えることは通常想定されません。

Q 3：理事長の選定について、理事が変更になった都度、選定を行う必要があるのか。又は理事長の任期を理事会で定めることになるのか。【令和 6 年 7 月 8 日更新】

A 3：理事長以外の理事会のメンバーが変更になった場合には理事長を選定し直す必要はありませんが、理事長の理事としての任期が終了した場合には、当該理事が理事として再任された場合であっても、再度理事会において理事長の選定を行う必要があります。

理事長の任期を定めるかどうかは各学校法人の判断になりますが、寄附行為において定めることが通常であ

ると考えます。なお、理事長の任期を定めた場合であっても、上記のとおり、理事長の理事としての任期が終了した場合には、理事長の任期が残っていたとしても、再度理事会において理事長の選定を行う必要があります。

Q 4 : 理事長が理事としての解任をされたとき、理事長職はどうなるのか。

A 4 : 理事長は理事であることが必要であるため、理事を解任された場合は理事長も解職されることとなります。

Q 5 : 法改正後理事長候補者兼学長として総長を選挙で選出し、理事選任機関が理事長候補者である理事として選任し、理事会で総長を理事長とすることを決議することを寄附行為等で定めることは可能でしょうか。

【令和 5 年 8 月 1 日追加】

A 5 : 今回の法改正により、あくまで理事は理事選任機関が選任し、理事長は理事会が選定することになります。

例えば、

- ・選挙で選出された者を理事候補者とすること
- ・理事選任機関は理事の選任の際、選挙の結果を尊重すること
- ・理事会は理事長の選定の際、選挙の結果を尊重すること

などを寄附行為等で定めることは可能ですが、理事選任機関や理事会の意思決定をしばることになってしまうような定めを置くことはできないことに注意してください。

Q 6 : 令和 7 年 3 月 3 1 日時点で理事長である者の任期が令和 7 年 4 月 1 日以降も継続する場合、特段の対応をすることなく、理事長職を継続することが可能か。【令和 6 年 6 月 1 4 日追加】

A 6 : 可能です。

Q 7 : 理事長等を理事会で選定する際、当事者を特別の利害関係人とみなし、決議の時は退席して議決をする必要はないのか。【令和 6 年 1 2 月 2 0 日追加】

A 7 : 特定の当事者を解任するような場面とは異なり、理事長、代表業務執行理事、業務執行理事の選定は、誰が適任かという観点から理事会において理事の互選により行うこととなりますので、当事者も参加することができます。

Q 8 : 「代表業務執行理事」や「業務執行理事」とは何なのか。理事長以外に学校法人を代表する者を置かない場合には代表業務執行理事を置かない判断も可能なのか。【令和 5 年 1 2 月 1 2 日追加】

A 8 : 代表業務執行理事と業務執行理事は、理事長以外に学校法人の業務を行う理事のことであり、代表業務執行理事は、理事長以外に学校法人の代表権を有する理事になります。代表業務執行理事を置かないことも可能ですが、理事長に事故があるときに理事長以外の者が代表権を行使することができるようにするためには、代表業務執行理事を置くことができるようにしておく必要があります。

Q 9 : 代表業務執行理事及び業務執行理事については、登記上の代表者となり得るのか。【令和 5 年 6 月 6 日追加】

A 9 : 代表業務執行理事については登記する必要があります。

Q 10 : 代表業務執行理事の職を行う者として「常務理事」という名称を使用することは可能か。その場合、登記は必要か。【令和 5 年 1 2 月 1 2 日更新】

A 10 : 業務執行理事や代表業務執行理事を法人内で「副理事長」「常任理事」「専務理事」「常務理事」などと呼称することは可能ですが、あくまで法人内の呼称の整理になるため、寄附行為において、当該職が法律上のどの職に該当するかについて、明示する必要があります。なお、制度改正後は、理事長及び代表業務執行理事に該当する者については登記が必要となります。

Q 11 : これまでと同様、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときに備えて、理事長職務代行者を選任することは可能か。【令和 5 年 1 2 月 1 2 日更新】

A 11 : 本改正では、理事の職務から「理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその

職務を行う」旨の規定を削除するとともに、理事長は理事会において選定することとし、理事長又は代表業務執行理事のみが学校法人の代表権を有することとしました。そのため、理事長が欠けた場合には速やかに理事会を開催して理事長を選任する必要がありますが、理事長に事故があるときに、理事長の内部的な職務を行う者をあらかじめ定めておくことは可能であり、例えば以下のように規定することが考えられます（ただし、この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業務執行理事が行う必要があることに留意してください）。

「理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。」

Q12：代表業務執行理事でも業務執行理事でもない者が、理事長に事故があったとき、理事長の内部的な職務を代理で行うことが可能か。【令和6年12月20日追加】

A12：代表業務執行理事でない理事は代表権を有していないことから対外的に法人を代表する行為を行うことができず、また代表業務執行理事でも業務執行理事でもない理事は、業務執行を行うことができないため、理事長の代理的に職務を行うことはできません。

Q13：「代表業務執行理事は、理事長に事故があるときに限り、この法人を代表する。」のように代表権を制限することは可能か。【令和6年12月20日追加】

A13：代表業務執行理事の代表権の制限については、所管する業務範囲についてのみ代表権を付与することは可能ですが、登記上の問題から、理事長が事故あるときのみ代表権を付与するという制限を課することはできないと考えています。

Q14：通常時は代表業務執行理事を置かず、理事長に事故があるときに限り代表業務執行理事を置き、代表権を行使することができるようにし、理事長が復帰した場合や新しい理事長が選定された場合には、当該代表業務執行理事は解職されるという仕組みを構築することは可能か。【令和6年7月8日更新】

A14：代表業務執行理事の解職は理事会が行うこととなりますので、一定の事由が生じた場合に自動的に代表業務執行理事を解職することはできませんが、代表業務執行理事の任期を新しい理事長が選定される時までなどとすることにより、御質問の仕組みを事実上構築することは可能です。

Q15：代表業務執行理事を「置くことができる」としている場合、寄附行為作成例において規定されている代表業務執行理事に関する規定を設けなければならないのか。【令和7年3月25日追加】

A15：代表業務執行理事を寄附行為上で「置くことができる」ことにしている場合であっても、寄附行為作成例における代表業務執行理事に関する各種規定（例えば職務の執行の状況の理事会への報告義務、評議員会への出席義務に関する規定など）については、基本的には設けておいていただくべきと考えます。

Q16：現在、代表業務執行理事に相当する役職は置いておらず、令和7年4月1日から代表業務執行理事を置きたいと考えているところ、令和7年4月1日より前に開催する理事会で選定することは可能か。

【令和6年12月20日更新】

A16：可能です。ただし、令和7年4月1日より前に開催する理事会の構成員と令和7年4月1日時点の理事会の構成員が変更になることが判明している場合には、令和7年4月1日に選定することが適当と考えます。

Q17：現在、副理事長と常任理事との役職を設けており、それぞれ制度改正後の代表業務執行理事と業務執行理事と同様の職務を行っている。これらの者が制度改正後も同様の職務を行うこととしたい場合、令和7年4月1日に理事会において代表業務執行理事と業務執行理事として選定し直す必要があるのか。

【令和6年12月20日更新】

A17：登記を行う必要がある関係で、代表業務執行理事については選定し直す必要があります。なお、本選定は令和6年度中の理事会において行うことも可能ですが、選定時に理事ではない方をあらかじめ代表業務執行理事として選定することはできません。

業務執行理事については、現在の常任理事が理事会において選定されており、業務範囲も理事会で定められている場合には、令和7年4月1日に業務執行理事として選定し直す必要が必ずしもあるわけではなく、令和7年4月1日から施行される寄附行為において「常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする」などといった旨の規定を設けることで足りる。他方、例えば、常任理事が常任理事会で選定されている場合や、その業務範囲を理事長が定めているような場合には、改めて、理事会において選定及び業務範囲の決定を行うことが望ましいと考えます。

Q18：改正法施行前の総務担当理事や財務担当理事は改正法施行の令和7年4月1日以降は業務執行理事としないといけないのか。【令和6年6月14日追加】

A18：理事として学校法人の業務を執行する場合には、理事会で業務執行理事に選定する必要があります。一般的に、総務担当理事や財務担当理事は、理事として、それぞれ担当業務を行っていると考えられることから、これらの者は、業務執行理事とすべきケースが多いと考えます。また、例えば、理事会において自身の業務について報告を行っているような理事は、通常、業務執行理事に該当することになると考えます。

Q19：学長や事務局長である理事は改正法施行の令和7年4月1日以降は業務執行理事としないといけないのか。【令和6年6月14日追加】

A19：当該者が、学長や事務局長の業務を行うことに加え、理事会に出席しているのみということだけであれば、業務執行理事に選定する必要は必ずしもありません。一方で、当該者が、学長や事務局長が担当する業務を超えて学校法人の業務を行っている場合には、業務執行理事に選定する必要があると考えます。

なお、学長や事務局長が担当する業務のみを行う場合であっても、当該業務について理事の立場で執行を行うこととしたい場合には、業務執行理事に選定することができます。

第38条（理事の忠実義務）

第39条（理事の報告義務等）

第146条（理事の構成及び報告義務の特例）

【説明資料 p129～130】

Q1：理事の職務の執行状況の報告をするためには理事会を開催しないといけないのか。

【令和6年7月8日更新】

A1：理事の業務執行の監督を理事会において適切に行うため、理事の職務の執行状況の報告は書面を理事に送付するのみでは不十分で、理事会を開催して行うことが必要となります。

Q2：「毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上」とは、会計年度内でのみの制限であり、例えば5月と2月に実施することは可能か。【令和5年12月12日追加】

A2：可能です。

Q3：改正法第39条・第146条に関し、理事長、業務執行理事等の職務の執行状況を理事会に報告するにあたっては、理事会を年4回以上行うのであれば、厳密に「3か月に1回」でなくてもよいのか。4半期に1回の開催にするなど、場合によっては「2～4か月ごとに1回」とになることも許容されるか。【令和5年6月6日追加】

A3：理事長等の報告は定期的に行う必要がありますので、数日遅れる程度であれば許容されと考えますが、概ね3か月に1回以上の頻度で報告を行う必要があると考えます。

Q4：理事の職務の執行状況の報告は、具体的にどのような報告をすればよいのか。

A4：業務を執行する理事に定期的な報告義務を課したのは、報告を定期的にさせることにより、理事会による理事の職務執行の監督権限を適正に行使するためです。そのため、当該理事がどのような業務を執行しているのかの状況がわかる程度の説明を、文書又は口頭で行う必要があると考えています。

Q5：例えば、財務担当理事が、理事会において、決算報告（半期1回）や資金運用の状況（四半期1回）など

を、少なくとも3か月に1回は定期的に報告している場合、この報告をもって職務執行状況の報告としてよい
か。あるいは、それとは別に、総論的な業務執行状況の報告をする必要があるのか。【令和5年6月6日追加】

A5：理事の報告義務については、報告義務の対象となる理事が行っている業務全体の執行状況について報告する
必要があります。そのため、当該理事が、決算関連業務や資産運用以外の業務を行っている場合には、その他の
業務についても3か月に1回以上の頻度で理事会に報告する必要があります。

Q6：理事は、評議員会に毎回出席し、評議員からの説明の求めに対して対応する必要があるのか。

A6：全ての理事が出席する必要は必ずしもありませんが、評議員会の機能が十分に発揮できるようにするための
体制をとる必要があると考えます。

第41条（理事会の招集）

【説明資料 p132】

Q1：理事会のオンライン開催や書面開催は可能なのか。

A1：オンライン開催は可能ですが、理事会は単に議決を行うための機関ではなく、理事が議題について相互に意
見交換を行うことにより学校法人の業務執行の意思決定を行うことが期待されるものですので、書面開催は認
められません。ただし、理事会を開催した上で、一部の出席者について書面やメールによる意思表示を認めるこ
とは可能です。

Q2：請求をした日から5日以内とは具体的にはいつまでになるのか。【令和6年7月8日更新】

A2：請求をした日の翌日が起算日となります。例えば5月1日に請求した場合には5月6日までとなります。

第42条（理事会の決議）

【説明資料 p134～136】

**Q1：理事会の議長は理事長になるのか。議長に議決権はあるのか。可否同数のときは、議長が決することはでき
なくなるのか。【令和6年7月8日更新】**

A1：理事会の議長の役割は、基本的に理事長が担うこととなると考えています。議長であることによって議決権
等の議決に関する権限が変わるものではなく、理事としての議決権を有することになるのみとなります。したが
って可否同数のときに議長が決することはできなくなります（過半数の賛成が必要な議案において可否同数で
あった場合は否決になります）。

Q2：第42条第2項第1号と第2号の決議要件は具体的にどのように異なるのか。【令和6年7月8日更新】

A2：第1号は、「議決に加わることができる理事の数＝理事の総数－特別利害関係を有する者の数」を分母とし、
そのうちの3分の2以上で決議することとなりますが、第2号は「理事の総数」を分母とするため、決議に参加
することができない特別利害関係を有する者の数も分母に含めたうえで、そのうちの3分の2以上で決議する
こととなります。このように第2号は、第1号に比べ、その決議事項の重要性に鑑み、より厳しい要件を課し
ているものとなっています。

**Q3：理事会の決議要件について、「出席理事」や「議決に加わることができる理事」の部分を「理事総数」とす
るような加重は可能か。【令和6年12月20日追加】**

A3：可能と解釈しています。

**Q4：改正後の私立学校法第42条第2項第1号に規定する決議を行おうとする場合、同条第3項で規定する「特
別の利害関係を有する理事」と定足数や決議要件との関係はどのようになるのか。【令和6年6月14日追加】**

A4：例えば、理事総数が9名であり、当該決議について特別の利害関係を有する理事が2名いた場合、「議決に
加わることができる理事の数の3分の2以上の多数をもって決する」とされている場合の決議要件は、出席して
いる理事の数にかかわらず、（7名の3分の2以上となる）5名以上の賛成が必要ということになります。

Q 5 : 改正後の私立学校法第 4 2 条第 3 項に規定する「特別の利害関係を有する理事」とは、第 3 1 条第 6 項に規定する「特別利害関係」とどのように関係があるのか。【令和 6 年 6 月 1 4 日追加】

A 5 : 改正後の私立学校法第 4 2 条第 3 項に規定する「特別な利害関係を有する理事」と、改正後の私立学校法第 3 1 条第 6 項に規定する「特別利害関係」は全く別の概念です。前者は、決議をしようする議案に関して利害関係を有しているかどうかで判断され、後者は、対象となる者と親族などの関係にあるかどうかで判断されます。

Q 6 : 理事会の決議について、他の理事に委任することは可能か。その際、白紙委任も可能か。

A 6 : 賛否を明らかにした上で書面で議決権を行使することは可能ですが、理事はその個々人の能力等を信託して委任契約を締結する者である以上、他人に委任することはできないものと考えられます。

Q 7 : 理事会の決議について、賛否を明らかにした上で書面やメールで議決権を行使した場合において、当該会議における議論の結果、議案が修正されて決議にかけられた場合、当該議決権の行使はどのように処理されるのか。【令和 5 年 8 月 1 日追加】

A 7 : このような場合、書面やメールで議決権を行使した者については、当該会議の出席者には含まれますが、当該議案の決議には参加しないという整理になります。

第 43 条（理事会の議事録）

【説明資料 p 138～139】

Q 1 : 理事会の議事録の監事の署名について、「出席した監事 1 名以上が署名又は記名押印」する運用は可能か。【令和 6 年 1 2 月 2 0 日追加】

A 1 : 理事会の議事録については、出席した監事全員の署名等が必要となります。

Q 2 : 令和 3 年 6 月 2 5 日付の通知「理事会及び評議員会の運営及び議事録の取扱い並びに学校法人寄附行為作成例の改正について」によると、「署名人による署名を行うこととし、記名押印とすることは想定されないこと。」という旨の記載があるが、私立学校法改正後はどう考えればよいか。【令和 6 年 1 2 月 2 0 日追加】

A 2 : 当該通知の当該箇所については、法改正により上書きされ、記名押印とすることも可能となると理解いただければと思います。

Q 3 : 第 4 3 条第 3 項の「文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置」とは何か。

【令和 5 年 1 2 月 1 2 日追加】【令和 6 年 6 月 1 4 日更新】

A 3 : いわゆる電子署名について改正後の私立学校法施行規則第 1 6 条で規定されます。

Q 4 : 令和元年の私立学校法改正において、「利益相反取引」により学校法人に損害を与えた場合には、その利益相反取引に賛成した理事等も損害賠償責任を負うこととなるため、議事録に賛否を明確に残すことが必要となることだったが、今回の寄附行為作成例にその旨が記載されていないのはなぜか。

【令和 6 年 1 2 月 2 0 日追加】

A 4 : 改正後の法第 4 3 条第 4 項において「理事会の決議に参加した理事であつて第一項の議事録に異議をとめないものは、その決議に賛成したものと推定する」との規定が創設されたことから、寄附行為作成例からは削除したところです。（各学校法人の判断により、寄附行為作成例にこれまで同様の規定を盛り込んでいただくことは可能です）。

Q 5 : 改正法施行前に作成した理事会の議事録についても、1 0 年間保存しなければならないのか。

【令和 6 年 7 月 8 日更新】

A 5 : 改正法施行前に作成した理事会の議事録については、必ずしも保存義務はありませんが、可能な限り同様に保存しておくことが望ましいと考えます。

Q 6 : 債権者は、過去（債権を有する前や改正法施行前）の理事会の議事録についても閲覧することが可能なのか。

A 6 : 理事会会議録に関する債権者の閲覧請求は、改正法施行後のものについてのみ認められますが、役員の責任を追及するため必要があり、裁判所の許可を得た場合には、債権を有する前の議事録についても閲覧請求は可能であると考えられます。

第 45 条（監事の選任等）

【説明資料 p 142】

Q 1 : 監事の選任議案を評議員会に提出できるのは誰なのか。

A 1 : 監事の選任議案の評議員会への提出は、理事が行うことが通常であると考えられます（第 70 条第 3 項）が、評議員の総数の $1/3$ （大臣所轄学校法人等においては $1/10$ ）以上の評議員が共同して提出することも可能です（第 75 条第 1 項）。ただし、理事が監事の選任議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならないこととなっています（第 49 条第 1 項）。

第 46 条（監事の資格）

【説明資料 p 144】

Q 1 : 被解任役員は他の学校法人の監事に就任することは可能か。

A 1 : 学校法人の業務を監査するという監事の重要な役割や、不正を監督すべき監事に解任された役員を積極的に選任することは想定しがたいことを踏まえ、被解任役員である間（2 年間）については、全ての学校法人の監事に就任することはできないこととしました。

Q 2 : 「職員」には教員も含まれるのか。

A 2 : 職員には教員も含まれます。

第 47 条（監事の任期）

第 48 条（監事の解任）

【説明資料 p 147】

Q 1 : 監事の解任議案を評議員会に提出できるのは誰なのか。

A 1 : 監事の解任議案の評議員会への議案の提出は、理事（第 70 条第 3 項）のほか、評議員の総数の $1/3$ （大臣所轄学校法人等においては $1/10$ ）以上の評議員が共同して提出することが可能です（第 75 条第 1 項）

第 49 条（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）

第 50 条（監事に欠員を生じた場合の措置）

【説明資料 p 149】

Q 1 : 監事の選任議案に係る監事の過半数の同意は書面で得る必要があるか。【令和 5 年 6 月 6 日追加】

A 1 : 同意をとる具体的な方法は各学校法人の判断となり、書面や口頭によることも可能であると考えます。

Q 2 : 監事の定数 2 名のうち 1 名が辞任したことによる後任の選任にあたっては、理事は議案を提出する際、当該辞任した前監事の同意が必要となるのか。【令和 5 年 6 月 6 日追加】

A 2 : そのとおりです。改正後の法第 49 条第 1 項において、「理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない」とこととされており、改正後の法第 50 条第 1 項において、監事の辞任によって監事の総数が 2 人を下回ることとなった場合には、その退任した監事は新たに選任された監事が就任するまでなお監事としての権利義務を有することとされていることから、当該辞任した監事の同意が必要となります。

Q 3 : 評議員が監事の選任議案を評議員会に提出する場合には、監事の過半数の同意は不要なのか。

A 3 : 評議員が共同して監事の選任議案を評議員会に提出する場合には、監事の過半数の同意は不要です。

Q 4 : 監事による第 49 条第 2 項の請求があった場合、理事は対応しないことも可能なのか。

A 4 : 監事による第 4 9 条第 2 項の請求があった場合には、理事は対応しなければなりません。対応しなかった場合には、過料に処されることとなります（第 1 6 3 条第 5 号）。

第 52 条（監事の職務）

第 53 条（監事の調査権限）

第 54 条（評議員会に提出する議案等の調査義務）

第 55 条（理事会及び評議員会への出席義務等）

第 56 条（理事会等への報告）

【説明資料 p 152】

Q 1 : 監事は理事会及び評議員会に出席義務があるが、理事選任機関が理事会や評議員会であった場合、これらの理事選任機関である理事会や評議員会が、その開催回の議題が理事選任だけの場合にも監事には出席義務が課せられるのか。【令和 5 年 1 2 月 1 2 日追加】

A 1 : 理事選任機関が理事会や評議員会である場合には、理事会・評議員会の職務として理事の選任を行うこととなりますので、監事には出席義務があるものと考えています。

第 57 条（理事会及び評議員会の招集）

第 58 条（監事による理事の行為の差止め）

第 59 条（学校法人と理事との間の訴えにおける法人の代表）

第 61 条（評議員の選任等）

【説明資料 p 156～158】

Q 1 : 評議員の選任方法は寄附行為で定めればどのような方法であっても可能なのか

（例えば、理事長の指名、外部団体の指名、寄付金の多い者、寄附行為において具体的に指定するなど）

【令和 5 年 6 月 6 日更新】

A 1 : 評議員の選任方法は各学校法人の寄附行為に委ねられるところですが、諮問機関・監視機関である評議員会の構成員としてふさわしい者を選任することができる適切な選任方法としていただく必要があると考えており、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、各学校法人の規模や特性に応じて、教職員、卒業生、保護者、地域住民、有識者などバランスの取れた多様な構成とすることが望ましいと考えます。

また、理事・理事会が選任する評議員は評議員の総数の 1 / 2 を超えることはできません。なお、この 1 / 2 は上限であり、必ずしも 1 / 2 まで理事・理事会が選任することを求めるものではありません。

Q 2 : 自然人ではなく法人が評議員になることは可能なのか。

A 2 : 法人が評議員になることはできません。

Q 3 : 評議員について、「当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者」であることが必要だとすると、すでに私立学校での教育・研究活動や学校法人の運営の経験を有する者に限定されるようにも読めるが、どのような者であれば基本的資格を満たすと言えるか。

【令和 6 年 7 月 8 日更新】

A 3 : 改正私学法第 6 1 条第 1 項は、必ずしも私立学校での教育・研究活動と学校法人の運営の経験を有することを求めるものではありませんが、①当該学校法人の設置する私立学校の教育又は特性に対する理解と、②学校法人の適正な運営に必要な識見の両方が必要であることを示しています。

①当該学校法人の設置する私立学校の教育又は特性に対する理解とは、当該学校法人が設置する私立学校の種別に応じた個別の教育や研究等の特性に関する理解を意味するものです。

②学校法人の適正な運営に必要な識見とは、①のような教学面ではなく、学校法人の運営に関する理解を有していることを意味していますが、必ずしも実務経験や専門的知識等を求めているものではありません。

以上を踏まえ、各学校法人において、①、②の両方を満たす適切な者を選任いただきたいと考えています。

Q 4 : 寄附行為作成例において「評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はない。」とあるが、必要な事項とは具体的にどのような事項を指すのか、寄附行為作成例の内容が網羅されていれば足りるとの認識でよいのか。【令和 6 年 6 月 1 4 日追加】

A 4 : 寄附行為に評議員の選任・解任に関する必要な規定が全て規定されていると判断されるのであれば、「評議員選任・解任規程」を設ける必要はありません。寄附行為作成例の内容が盛り込まれていれば最低限問題ないと考えますが、例えば、評議員の候補者は誰が選ぶのか、選任に関する具体的なスケジュールなど、別途定める必要があるかどうかは各学校法人において御判断ください。

第 62 条（評議員の資格及び構成）

【説明資料 p 160～165】

Q 1 : 当該学校法人の職員でもあり、卒業生でもある者について、第 6 2 条第 3 項はどのように適用されるのか。

A 1 : 第 6 2 条第 3 項第 2 号において「前号に掲げる者を除く」となっており、職員でも卒業生でもある者については、第 6 2 条第 3 項第 1 号に該当することとなります。

Q 2 : 評議員に含めなければならないものとして「当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢 2 5 年以上のもの」とあるが、ここでいう「当該学校法人の設置する私立学校」には、旧設置校（設置者変更や廃止等により現時点では設置していない学校）の卒業生を含めてもよいのか。【令和 5 年 1 2 月 1 2 日追加】

A 2 : 卒業生を評議員に選任することとした趣旨は、学校法人が教育機関を設置する主体であることから、その教育を受けた者を経営に参画させることを通じて、その教育活動の成果を反映させようとしたところにあると考えられます。

そのような趣旨を踏まえた場合には、廃止された学校の卒業生は含まれると考えられますが、設置者変更によって既に別の学校法人が設置することとなった学校の卒業生は、設置者変更先の学校法人が設置する学校の卒業生と扱われ、設置者変更元の学校の卒業生には含まれないと解される可能性が高いものと考えます。

Q 3 : 評議員に選任する際には職員であっても、選任後職員を辞した者については、第 6 2 条第 5 項第 1 号の対象となる評議員にはならないのか。

A 3 : 職員を辞した場合には、第 6 2 条第 5 項第 1 号の対象となる評議員にはなりません。

Q 4 : 「学識経験者のうちから理事会において選任された者」などといった選任区分で評議員として選任された場合であっても、選任された者が当該法人の職員である場合は、職員評議員として第 6 2 条第 5 項第 1 号の対象となるのか。【令和 6 年 1 2 月 2 0 日追加】

A 4 : そのとおりです。当該者が職員なのであれば、どのような選任区分から選任されたとしても、職員としてカウントすることになります。

Q 5 : 第 6 2 条第 5 項第 1 号に規定する「職員」の定義は何か。例えば、非常勤の職員や定年退職後の名誉教授等で給与支給がない場合は、ここでいう「職員」にはあたらないと考えて良いか。【令和 6 年 6 月 1 4 日更新】

A 5 : ここでいう職員とは、学校法人との雇用契約によって労務を提供している者をいうと考えており、職の如何や常勤・非常勤の別を問わないと考えます。一方で、一般的な「名誉教授」等、退職後の教授に対する呼称を付与するものの、学校法人と雇用関係がない場合についてはここでいう職員にはあたらないと考えます。

Q 6 : 評議員の選任について、理事・理事会が案を作成し、理事・理事会以外の機関が同意や承認をする場合、第 6 2 条第 5 項第 2 号の「理事又は理事会が評議員を選任する場合」には当たらないと考えて良いか。

A 6 : 理事・理事会が案のみの作成であり、最終決定権が理事又は理事会以外にある場合には、第 6 2 条第 5 項第 2 号には該当しません。ただし、最終決定権が理事または理事会以外であるとされている場合であっても、理事・理事会が実質的に決定権があるような場合には、本号に該当することとなります。

Q 7 : 評議員の選任について、「理事会で推薦された者のうちから、評議員会で選任する」という選任方法は、第

62条第5項第2号に該当するか。また、どの程度の人数を推薦すれば、実質的に理事会に決定権がないことになるのか。【令和6年12月20日追加】

A7：理事会が推薦する人数に関係なく、最終的に評議員会に選任権限がある（＝理事会から推薦された者が不適切と考えれば何度でも否認することができる）かどうかのポイントとなります。

理事会による推薦者の数に関わらず、最終的に評議員会に選任権限がないという場合には、理事・理事会に実質的に決定権があることとなります。

（例えば、理事会が推薦する10人のうちから必ず2人を評議員として選任しなければならないという場合には、「理事又は理事会が選任する評議員」に該当することとなりますが、例えば、理事会が推薦した10人全員を選任しない（＝新たな候補者を出し直す）ということが評議員会に認められているのであれば、「理事又は理事会が選任する評議員」には該当しないこととなります。）

Q8：評議員を選任する会議のメンバーの過半数が理事であった場合、第62条第5項第2号の「理事又は理事会が評議員を選任する場合」に当たるのか。

A8：この場合、評議員を選任する会議の意思を過半数を占める理事のみで決定することができる仕組みとなっていることから、第62条第5項第2号の「理事又は理事会が評議員を選任する場合」に該当することになります。

Q9：同窓会長が評議員を選任することとなっており、たまたま理事長が同窓会長を兼ねていた場合、第62条第5項第2号の「理事又は理事会が評議員を選任する場合」に当たるのか。【令和5年6月6日更新】

A9：この場合、実質的に理事長が評議員を選任していることになるため、第62条第5項第2号の「理事又は理事会が評議員を選任する場合」に該当することになります。

Q10：学部長を理事である学長が選任している場合において、充て職で各学部長等を評議員としたときには、第62条第5項第2号の「理事又は理事会が評議員を選任する場合」に、該当するか。【令和5年6月6日追加】

A10：この場合、実質的に理事が評議員を選任していることになるため、第62条第5項第2号の「理事又は理事会が評議員を選任する場合」に該当することとなります。

Q11：評議員を選任する会議のメンバーを理事会のみが選任することとなっている場合、第62条第5項第2号の「理事又は理事会が評議員を選任する場合」に当たるのか。

A11：この場合、結果的に理事会の意向を受けた会議が評議員を選任することができる仕組みとなっていることから、第62条第5項第2号の趣旨に鑑み、この選任方法で1／2を超える評議員を選任することは適切ではないと考えています。

Q12：現在、評議員は理事会が全員選任している。制度改正後は、評議員は評議員会が全員選任することとしたと考えているが、制度改正後に最初に評議員を選任することとなる評議員会のメンバーは全員が理事会で選任された者であることとなる。これは、第62条第5項第2号に抵触するか。【令和6年6月14日追加】

A12：この選任方法で1／2を超える評議員を選任することも不可能ではありませんが、制度改正後の最初の選任について、評議員を選任する会議のメンバーを理事会のみが選任しているため、結果的に理事会の意向を受けた会議が評議員を選任することができる仕組みとなっている点については、第62条第5項第2号の趣旨に鑑みた工夫が望まれます。例えば、寄附行為に附則規定を設け、令和7年度の定時評議員会が終了するまでの間に行われる評議員の選任については、評議員会だけで行うのではなく、例えば、評議員と外部有識者等とで構成する選任会議を置くことや、評議員会が決定する際に有識者の意見を聴くこととするなどの工夫をすることで、より適切な運用を行うことができると考えます。

Q13：理事又は理事会が選任する評議員の割合は少なければ少ないほどよいのか。

A13：理事又は理事会が選任する評議員の割合をどのようなものとするかについては、学校法人ごとに判断されるものですが、評議員会については、特定の利害関係に偏らない幅広い意見を反映することができる構成にす

ることにより、評議員会に期待されるけん制機能の実質化を図ることが重要です。

第 63 条（評議員の任期）

【説明資料 p 167～169】

Q 1：例えば、令和 8 年 3 月に選任し、令和 8 年 4 月から任期が開始される評議員の場合、寄附行為で定める期間が 6 年であった場合、任期はいつまでになるのか。

A 1：任期の開始が令和 8 年 4 月であれば、6 年後の令和 14 年 4 月までの間に終了する最終の会計年度は令和 13 年度であるため、令和 13 年度に関する（令和 14 年 6 月頃に開催される）定時評議員会の終結の時までが任期となります。

Q 2：評議員の任期を一律に決めるのではなく、評議員を選任する機関毎などに分けて寄附行為で定めることは可能か。

A 2：評議員の任期を評議員を選任する機関毎などに分けて寄附行為で定めることは可能ですが、分けることに合理的な理由があるべきと考えます。

Q 3：評議員の任期が一律ではない場合、理事の任期が評議員の任期を超えてはならないという要件はどのように判断されるのか。【令和 5 年 12 月 12 日更新】

A 3：任期が最も短い評議員の任期が、任期が最も長い理事の任期以上となっている必要があります。

Q 4：あらかじめ補欠の評議員の選任を行っていなかった場合でも、任期途中で退任した評議員の後任として選任された者の任期を、当該退任した評議員の任期の満了する時までとする寄附行為の定めを設けることは可能か。

【令和 5 年 8 月 1 日追加】

A 4：可能です（理事、監事についても同様です）。

Q 5：任期途中で退任した評議員の後任として選任されたわけではない新規の評議員について、任期の終期を他の評議員と合わせることにする旨の寄附行為の定めを設けることは可能か。【令和 5 年 8 月 1 日追加】

A 5：このような寄附行為の定めを設けた場合、新規の評議員が選任されたタイミングによっては、新規の評議員の任期が寄附行為で定めた理事の任期よりも短くなる可能性があることから、このような寄附行為の定めを設けることはできないと考えます（監事についても同様です）。

Q 6：改正法では、「役員等の任期は、寄附行為で定める期間以内に終了する最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする」となるが、職員評議員が 3 月 31 日に定年退職して職員の地位を退いた場合も、その約 2 か月後の定時評議員会の終結の時まで任期が続くとの理解でよいのか。【令和 5 年 6 月 6 日追加】

A 6：職員である評議員が職員の地位を退いた場合、評議員であり続けるか、評議員の地位も退くことになるかについては、寄附行為の定め方次第となりますが、今回の制度改正において、評議員の任期の終期を定時評議員会の終結の時までとする趣旨は、評議員が担当していた年度の総決算である定時評議員会まで責任を持って対応することが適切であるとの考えによるものですので、この趣旨を踏まえて運用していただきたいと思います（ただし、一人しかいない職員評議員が職員の地位を退いた場合には、速やかに職員のうちから評議員を選任する必要があります）。

Q 7：学部長などを充て職で評議員に選任した場合、当該者が当該役職を退いた場合に評議員も退くこととしなければならないのか。その場合、後任の者の任期について、前任者の残任期間となるのか。

また、例えば、理事の任期が 4 年、学部長の任期が 3 年で、学部長の役職を退いた場合に評議員も退くことと整理した場合、理事の任期が充て職の評議員の任期を超えることとなってしまうが問題ないのか。

【令和 6 年 6 月 14 日追加】

A 7：充て職で評議員を選任した場合に、当該者が当該役職を退いた場合に評議員も退くこととするかどうかは各学校法人の判断になります。また、後任の者の任期について、前任者の残任期間とするかどうか各学校法人の

判断となります。

ご指摘のとおり、御質問のような充て職のケースで、評議員が理事よりも短いスパンで交代することを前提とした制度設計をすることは可能ですが、そのような者が評議員会の多くを占めることになってしまうことは、評議員会に理事会に対する牽制機能を持たせる改正趣旨などに沿ったものとは言えませんので、よくご検討いただければと思います。

第 64 条（評議員の解任）

第 65 条（評議員に欠員を生じた場合の措置）

【説明資料 p 171】

Q 1：寄附行為で定めれば、理事や理事長が評議員を自由に解任することができるようにすることも可能なのか。

A 1：学校法人与評議員会とは委任関係ではあるものの、原則として、評議員を解任することができる主体は、当該評議員を選任した機関等であると考えています。したがって、理事会が評議員を解任することができる場合は、例外的なケースに限られると考えています。

Q 2：評議員の解任事由に制限はないのか。

A 2：寄附行為で定める評議員の解任事由には、私立学校法上は明文化した制限はありませんが、解任事由の定めは社会通念上合理的かつ適切な内容であることが求められると考えます。

Q 3：評議員の解任事由として、寄附行為において、例えば、「評議員会への出席がない」や「出席率が著しく低い」などと規定することは可能か。【令和 6 年 6 月 1 4 日追加】

A 3：（評議員による評議員会への出席は責務であり、正当な理由なく出席しないことが続く場合には「職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき」に該当しうると考えますが、）評議員の解任は寄附行為の定めにより行っていたくこととなりますので、解任事由についても、ご提案のような内容も含めて各学校法人の判断で適切に定めていただければと思います。

第 66 条（評議員会の職務等）

【説明資料 p 173】

Q 1：理事や理事長が評議員会に出席し、議案の説明をしたり積極的に発言をすることは可能なのか。

A 1：可能です。理事会と評議員会の建設的な協働の一層の実現のためにも、評議員会において理事や理事長が積極的に発言し、評議員会との意見交換や理解を得る取組をすることは推奨されるものです。

Q 2：評議員会の議長はどのように決まるのか。評議員以外の者が議長となることも可能なのか。

A 2：評議員会の議長の選定方法は、各学校法人の寄附行為等で定めることとなります。評議員会の議長は評議員のうちから選定されることが通常であると考えています。

Q 3：評議員会の決議が必要な事項を寄附行為をもって新たに定めた場合、理事会の決議と評議員会の決議の先後はどうなるのか。

A 3：理事会の決議と評議員会の決議の先後は、学校法人の定めによります。

第 67 条（評議員会による理事の行為の差止めの求め）

第 68 条（評議員による寄附行為の閲覧等の請求）

【説明資料 p 176】

Q 1：評議員は、過去（就任前や改正法施行前）の寄附行為等についても閲覧することが可能なのか。

A 1：評議員は、就任前の寄附行為等についても閲覧することが可能です。改正法施行前の寄附行為等については、閲覧する権利が当然にあるものではありませんが、評議員の役割に鑑みれば、評議員の職務遂行上必要がないと言えない場合でなければ、閲覧に供することが適当であると考えます。

第 69 条（評議員会の招集の時期）

第 70 条（評議員会の招集の手続等）

【説明資料 p 178～182】

Q 1：第 69 条第 1 項の「一定の時期」とは具体的にどの程度を言うのか。

A 1：「一定の時期」について具体的な範囲が決まっているわけではありませんが、定時評議員会において報告される計算書類等は会計年度終了後 3 か月以内に作成しなければならないとされているところ、通常、計算書類等の作成後、速やかに開催されるものと考えています。

Q 2：評議員会を招集する場合には、理事会において、評議員会の日時・場所・目的事項、議案概要等を定めることとなっているが、そのためにまず理事会を開催して決議を行う必要があるか。すなわち評議員会を招集する前と、評議員会への諮問の後にそれぞれ理事会を開催する必要があるということでしょうか。

【令和 5 年 6 月 6 日追加】

A 2：そのとおりです。

Q 3：評議員会の日時、場所、目的、議案について、特定の理事に委任することは可能なのか。

A 3：これらについては、理事会において定めなければならないとされていることから、特定の理事に委任することは不可能です。

Q 4：あらかじめ年間の評議員会日程や議案等を決議しておけば、その都度理事会を開催して評議員会の日程等の決議をする必要はないか。また、急遽日程等に変更が生じた場合も、再度理事会の決議を得る必要があるのか。加えて、定例の議案以外のものについて「その他」としてまとめ、柔軟に扱うことができるよう、包括的に理事会の決議を得てもよいのか。【令和 5 年 6 月 6 日更新】

A 4：前段についてはそのとおりですが、日程等の変更が生じた場合には再度理事会で決定する必要があります。また、会議の目的である事項や議案の概要については理事会で具体的に決定する必要がありますので、「その他」としてあらかじめ包括的に会議の目的である事項や議案の概要を定めることは不適切であると考えます。

Q 5：評議員会の「会議の目的である事項」を理事会で決議する際、招集後から当日までの間に急遽発生する報告すべき事柄や、極めて細かな報告案件をまとめて報告するため、「その他の報告事項」という形で決議することは可能か。【令和 5 年 8 月 1 日追加】

A 5：議案の概要等をあらかじめ招集通知に記載する趣旨は評議員に準備の機会を与えることにあるところ、招集通知に「その他の報告事項」と記載された場合には、評議員として当該議題・議案について準備ができないことから、そのような記載は不適切であると考えます。また、評議員会の招集通知の発送は、評議員会の日の 1 週間前までに行う必要があります。短縮することは認められていませんので、急遽報告事項が発生した場合に備えあらかじめ余裕をもって評議員会の招集通知を発送するか、急遽発生した報告事項のために、改めて評議員会の招集手続を行うことになると考えます。

Q 6：理事会と評議員会を同日に開催することは可能か。理事会終了後同日に評議員会を開催する場合、理事会において評議員会の日時等を定め、1 週間前までに通知をしなければならないので、評議員会開催直前に開催を決定することはできないという理解でよいのか。また、評議員会終了後、すぐに理事会を開催することは可能か。

【令和 7 年 3 月 25 日更新】

A 6：定時評議員会については、理事会の承認を受けた計算書類・事業報告書を定時評議員会の招集通知に際して提供する必要があります（法第 105 条第 1 項）。招集通知は評議員会の 1 週間前までに行う必要があります（法第 70 条第 4 項）。また、（理事会で承認した）計算書類及び事業報告書並びにその附属明細書を定時評議員会の 1 週間前の日から備え置く必要があります（第 106 条第 1 項）。そのため、決算にかかる理事会と、決算について意見聴取を行う定時評議員会については、同日開催は不可能です。

その他の理事会・評議員会については、理事会については招集期間を短縮できること、評議員会は全員の同意があれば招集手続を経ることなく開催することができることから、必要な手続きがなされていれば、理事会・評

議員会の同日開催や、評議員会終了後にすぐに理事会を開催することは可能です。

ただし、改正後の私立学校法第 105 条や第 106 条については、改正法附則第 4 条によりなお従前の例によることとなりますので、令和 6 年度決算に係る理事会と、令和 6 年度決算を報告等する令和 7 年度の定時評議員会に限っては、評議員の全員の同意があるなど必要な手続きがなされていれば、同時開催が可能です。

Q 7 : 第 70 条第 2 項において、評議員会招集の際、事前に理事会で定めるべきことが規定されています。令和 7 年 3 月以前の理事会で、4 月以降開催の評議員会の日時、場所、議案等をあらかじめ定めておくことは可能でしょうか。【令和 6 年 6 月 14 日追加】

A 7 : 3 月以前の理事会であらかじめ定めておくことも可能ですが、第 70 条第 2 項各号に規定される内容に変更が生じた場合には、その都度理事会において変更後の内容を決議し直す必要があるものと考えます。

Q 8 : 第 70 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の「会議の目的である事項」、「会議の目的である事項に係る議案」はそれぞれの様なものを想定しているのか。

また、第 3 号において、「当該目的である事項が議案となるもの」とはどういう場合を指しているのか。

【令和 6 年 6 月 14 日追加】

A 8 : 第 70 条第 2 項第 2 号における「会議の目的である事項」は、いわゆる評議員会の議題を指し、決議事項、諮問事項、報告事項などとして取り扱われることとなる議題が該当するものと考えます。これに対し、同項第 3 号の「会議の目的である事項に係る議案」は、具体的に決議に付すこととなる内容を指します。

例えば、監事の選任を例にとると、

「監事の選任について」＝会議の目的である事項（＝議題）

「監事として〇〇（個人名）を選任することについて」＝会議の目的である事項に係る議案となります。

また、同項第 3 号の「当該目的である事項が議案となるもの」は、例えば会計監査人が 1 名しかいない場合における「会計監査人の解任について」という会議の目的（＝議題）のようなものを指します。

Q 9 : 令和 7 年度に開催する評議員会の招集手続きを令和 6 年度中に行うことは可能か。可能である場合、改正後の私立学校法に基づく手続きをする必要があるのか。【令和 6 年 12 月 20 日追加】

A 9 : 可能です。改正法施行前に行う招集については、改正前の私立学校法に基づく手続きを行うことになります。

第 71 条（評議員会の招集等の請求）

第 72 条（評議員による評議員会の招集等）

第 147 条（評議員会及び評議員の特例）

【説明資料 p 185】

Q 1 : 評議員による評議員会の招集請求や一定の事項を会議の目的とすることの請求があった場合、理事は対応しないことも可能なのか。

A 1 : 特段の事情がない限り、これらの請求に対しては誠実に対応すべきと考えています。なお、一定の事項を会議の目的とすることの請求があったにもかかわらず、その請求に係る事項を会議の目的としなかった場合には、過料に処されることとなります（第 163 条第 7 号）。

Q 2 : 評議員は、どのような目的・理由であっても評議員会の招集請求や一定の事項を会議の目的とすることの請求をすることが可能なのか。

A 2 : 評議員会の招集請求等は、評議員の権利ではありますが、権利の濫用に当たるような請求はすべきではないと考えています。

Q 3 : 評議員が 10 人以下の大臣所轄学校法人等では、評議員 1 人で評議員会の招集請求などが可能となるのか。

A 3 : そのとおりです。

第 74 条（招集手続きの省略）

【説明資料 p 186】

Q 1：評議員会（定時評議員会を除く）の招集手続きの省略について、各会議開催ごとではなく、年度初め等に包括的に同意を得ておくことは可能か。【令和 6 年 1 2 月 2 0 日追加】

A 1：改正私立学校法第 7 4 条に定める評議員会の招集手続の省略は、緊急性を要する場合などを想定した規定であり、評議員会の開催にあたっては基本的には一定の期間前までに一定の事項を評議員に通知する手続きが求められるため、年度初めなどに包括的に評議員の同意を得て招集手続きを省略することは適切でないと考えます。

第 75 条（評議員による議案の提出）

第 147 条（評議員会及び評議員の特例）

【説明資料 p 188】

Q 1：評議員は、定時評議員会においても、議案を提出することが可能なのか。

A 1：第 75 条等の要件を満たす場合であれば、定時評議員会においても、議案を提出することは可能です。

Q 2：評議員は、評議員会の当日に急に議案を提出することも可能なのか。

A 2：評議員の総数の 1 / 3（大臣所轄学校法人等においては 1 / 1 0）以上の評議員が共同した場合には、会議の目的である事項について当日議案を提出することは可能です。

第 76 条（評議員会の決議）

第 77 条（延期又は続行の決議）

【説明資料 p 190】

Q 1：寄附行為において、評議員会の決議要件を変更することは可能なのか。

A 1：評議員会の決議要件については、決議要件を厳しく設定することにより、評議員会の監視・監督機能を形骸化させることなどを防ぐため、理事会の決議要件とは異なり、法律において寄附行為における異なる定めを認めておらず、決議要件を変更することは不可能です。

Q 2：評議員を評議員会で選任するときに、当該者が、その議事の時に、議事から離れておく必要から、一旦退席する必要がありますでしょうか。【令和 6 年 6 月 1 4 日追加】

A 2：評議員会で評議員を選任する場合、当該者が候補者にいたとしても、特別の利害関係を有する評議員には該当せず、議事に参加することが可能です。なお、解任の場合には、解任の対象となっている者は特別に利害関係を有する評議員に該当することとなり、議決に加わることはできません。

第 78 条（評議員会の議事録）

【説明資料 p 192】

Q 1：改正法施行前に作成した評議員会の議事録についても、1 0 年間保存しなければならないのか。

【令和 5 年 8 月 1 日更新】

A 1：改正法施行前に作成した評議員会の議事録については、必ずしも保存義務はありませんが、可能な限り保存しておくことが望ましいと考えます。

Q 2：債権者は、過去（債権を有する前や改正法施行前）の評議員会の議事録についても閲覧することが可能なのか。

A 2：評議員会議事録に関する債権者の閲覧請求は、改正法施行後のものについてのみ認められるものの、債権を有する前の議事録についても閲覧請求は可能であると考えます。

第 80 条（会計監査人の選任等）

第 81 条（会計監査人の資格）

【説明資料 p 195～197】

Q 1 : 会計監査人の報酬はどのように決めるのか。会計監査人の報酬規程は定める必要があるのか。

【令和 6 年 6 月 1 4 日更新】

A 1 : 改正後の第 8 7 条において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 1 0 条を準用しており、理事は、会計監査人の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならないこととなっています。また、会計監査人については、必ずしも報酬規程を定める必要はなく、その都度決定することも可能です（監査契約により報酬額が定まることが多いと想定されますので、その都度決定することが多いものと考えます。）。

Q 2 : 公認会計士（個人）を会計監査人に選任した場合、報酬は個人の給与として支払うのか。監査法人を会計監査人に選任した場合は、監査契約に基づく報酬として支払うのか。【令和 5 年 8 月 1 日追加】

A 2 : 学校法人与会計監査人との関係は委任に関する規定に従うため（第 8 0 条第 2 項）、公認会計士（個人）・監査法人の区別なく、監査契約に基づく報酬として支払うことになると思います。

Q 3 : 私立学校振興助成法に基づく監査を依頼している公認会計士等については、改めて私立学校法上の会計監査人として選任することになるのか。

A 3 : 私立学校振興助成法に基づいて会計監査を実施している会計士等を、法律上そのまま私立学校法に基づく会計監査人とみなすわけではありませんので、手続上、改めて、私立学校法上の会計監査人として評議員会により選任することが必要になります。

Q 4 : 会計監査人の選任は、「監事が議案決定」→「理事が議案提出」→「評議員会が決議」の順で行われるが、それぞれの意見が分かれた場合はどうするのか。

A 4 : 会計監査人の選任に関する議案の決定は監事が行うため（第 8 4 条第 1 項）、理事は、最終的には監事の決定に従う必要があります。なお、会計監査人の選任には、最終的に評議員会の決議が必要であるため（第 8 0 条第 1 項）、評議員会で否決されれば、当該候補者を選任することはできません。

（この場合において、定時評議員会において別段の決議がなされなかった場合には、会計監査人は再任されたものとみなされるとともに（第 8 2 条第 2 項）、会計監査人が欠けることとなる場合には、監事の過半数の合意により一時会計監査人の選任を行うこと（第 8 5 条第 1 項）が必要になります。）

Q 5 : 監事と会計監査人は兼務することができますか？【令和 5 年 6 月 6 日追加】

A 5 : 監事と会計監査人は兼務することはできません。

Q 6 : 会計監査人へ監査証明業務以外の業務を委託しても良いか。

A 6 : 公認会計士法第 2 4 条第 1 項及び第 3 4 条の 1 1 において、公認会計士等は、著しい利害関係を有する会社等の監査を行うことが禁止されており、公認会計士法施行令第 7 条及び第 1 5 条において、被監査会社等（学校法人本体）から税理士業務その他公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合には、著しい利害関係に該当するとされています。

これに加え、改正後の第 8 1 条 3 項 2 号において、学校法人の子法人等から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者等についても、会計監査人になることができない旨を規定しています。

※なお、公認会計士法第 2 4 条の 2 において、公認会計士は、当該公認会計士等が、同条に規定する「大会社等」から、同法第 2 条第 2 項に規定する非監査証明業務により継続的な報酬を受けている場合には、当該「大会社等」の財務書類について、同法第 2 条第 1 項に規定する監査証明業務を行ってはならないこととされています。また監査法人についても、同法第 3 4 条の 1 1 の 2 において、同趣旨の規定が置かれています。

学校法人は、公認会計士法に規定する「大会社等」には該当しないため、これらの制限は適用されませんが、会計監査人が監査証明業務と非監査証明業務を同時に提供する場合には、その独立性を害することがないよう留意が必要です。

第 82 条（会計監査人の任期）

第 83 条（会計監査人の解任）

第 84 条（会計監査人の選任及び解任等に関する手続）

第 85 条（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）

第 86 条（会計監査人の職務等）

【説明資料 202】

Q 1：会計監査人の監査対象に「財産目録」が含まれているのはどのような趣旨か。【令和 6 年 6 月 1 4 日更新】

A 1：私立学校振興助成法においては、財産目録は作成・所轄庁への提出等の対象とはなっておらず、監査の対象とはなっていませんでした。

会計監査人の監査は、ステークホルダーへの説明責任の観点から、学校法人が開示する財務書類が適正に作成されているかどうかを確認するものです。財産目録は、私学法の規定により作成・開示される書類であることから、今回監査対象に加えることにしました。監査の対象については、財産目録に記載する項目のうち、財務情報に対応する部分として貸借対照表に対応する項目に限ります（改正後の私立学校法施行規則第 2 4 条）。なお、公益法人や社会福祉法人においても、財産目録は監査対象となっています。

Q 2：会計監査人は過去の会計帳簿等を閲覧することが可能なのか。

A 2：会計監査人は、過去の会計帳簿等についても閲覧することが可能です。

Q 3：会計監査人の監査の対象に子法人を含めるのか。

A 3：会計監査人に子法人に対する調査権を付与する趣旨は、学校法人が子法人を利用した不適切な行為を行うことを防止する観点等から、学校法人に対する監査に必要な範囲で、子法人の業務及び財産の状況を調査できることとするものです。したがって、会計監査人の監査の対象に子法人を含めようとするものではありません。

第 88 条（役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任）

第 89 条（役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任）

第 90 条（役員、評議員又は会計監査人の連帯責任）

第 91 条（学校法人に対する損害賠償責任の免除）

第 92 条（責任の一部免除）

【説明資料 p 207】

Q 1：第 9 2 条第 1 項に規定する責任の一部免除の対象に評議員はならないのか。

A 1：評議員の責任については、基本的に限定的にとどまるものと想定しており、責任の一部免除の対象とはしていません。ただし、評議員会の全会一致の決議があれば、（全部免除が可能であることから）一部免除も可能です。

第 93 条（理事会による免除に関する寄附行為の定め）

第 94 条（責任限定契約）

第 95 条（理事が自己のためにした取引に関する特則）

【説明資料 p 210】

Q 1：評議員と責任限定契約をすることはできないのか。

A 1：評議員の責任については、基本的に限定的にとどまるものと想定しており、責任限定契約の対象とはしていません。

Q 2：第 9 4 条第 1 項中「寄附行為をもつて定めた額」とあるが、寄附行為に具体的な金額を規定しなければならないのか。対象となる者が無報酬であることから、金額を規定しないことはできないのか。

【令和 6 年 1 2 月 2 0 日追加】

A 2：具体的な金額を規定する必要があります。金額を規定しないことはできませんが、「ゼロ円以上」と規定することは可能です。

第 96 条（補償契約）

【説明資料 p 212】

Q 1：評議員と補償契約をすることはできないのか。

A 1：第 9 6 条は、学校法人が役員や会計監査人と補償契約を結ぶ際には「理事会の決議によらなければならない」旨を定めたものにすぎず、学校法人が評議員と補償契約を結ぶことは可能です。

第 97 条（役員又は会計監査人のために締結される保険契約）

【説明資料 p 214～218】

Q 1：評議員のために保険契約をすることはできないのか。【令和 6 年 6 月 1 4 日更新】

A 1：第 9 7 条は、学校法人が役員や会計監査人を被保険者とする賠償責任保険契約を結ぶ際には「理事会の決議によらなければならない」旨を定めたものにすぎず、学校法人が評議員を被保険者とする保険契約を結ぶことは可能です。

Q 2：同じ内容で契約更新をする場合にも理事会の決議は必要なのか。【令和 6 年 6 月 1 4 日追加】

A 2：必要です。（これまで必要でないとの運用をされていた場合には、改めて、対象の保険契約については必要であることをご認識ください。）ただし Q 4、Q 6 もご参照ください。

Q 3：理事会の決議によらなければならない保険契約は何か。

【令和 6 年 6 月 1 4 日更新】

A 3：学校法人が締結する次の①～③の賠償責任保険契約が対象です。改正後は②、③が追加で対象となるほか、①～③共通で会計監査人を被保険者とする場合も対象となります。

①役員賠償責任保険（主に D & O 保険）

②法人が負う損害賠償責任について法人を被保険者とし、役員も被保険者とする保険契約で、法人の損害填補を主たる目的とするもの（主に法人のための企業総合賠償保険（C G L 保険）、生産物賠償責任保険（P L 保険）、施設賠償責任保険等）

③役員が個別に負う賠償責任について役員を被保険者として法人が締結する保険契約のうち、役員の職務義務違反に関連しないもの（役員個人のための海外旅行保険の賠償責任部分、自動車損害賠償責任保険等）

ただし、保険契約の内容によって理事会でどのような決議が必要となるかは、上記①に関しては Q 6、②③に関しては Q 4 をご参照ください。

Q 4：理事会の決議対象となる保険契約について「実際の保険契約の条件等の決定については、理事長や業務執行理事が行う」ことは可能か。可能である場合、理事会においてどのような決議を行うこととなるのか、例を示してほしい。【令和 6 年 6 月 1 4 日追加】

A 4：下記 1、2 に該当する種類の保険契約（A 3 の②、③の類型に同じ）に限っては理事会で以下のとおり決議することで、具体的な保険契約の条件等の決定については理事長や業務執行理事（実際の検討や手続きは法人内事務局）が行うことが可能になります。（下記 1、2 以外の「賠償責任保険契約」（主に D & O 保険）については、Q 6 をご参照ください。）

「本学校法人は次に掲げる内容の保険契約を締結することができるものとし、その具体的な条件等の決定については理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事が行う。

- 1 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する学校法人を含む保険契約であって、当該学校法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該学校法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの
- 2 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役

員に生ずることのある損害を除く。)を保険者が填補することを目的として締結される保険契約」

Q 5 : A 4 の理事会の決議はいつまで有効であるのか。毎年決議を行う必要があるのか。

【令和 6 年 6 月 1 4 日追加】

A 5 : 理事会における当該決議は一度行えば、方針に変更のない限り有効です。勿論、毎年度行うこととすることや、理事会の体制が変更になった際に行うこととすることも考えられます。

Q 6 : 「役員賠償責任保険契約」(A 3 の①) についても、A 4 に記載の他の賠償責任保険契約 (A 3 の②③) と同様、理事会の決議を経ることで具体的な条件の決定を理事長や業務執行理事が行うことができるか。

【令和 6 年 6 月 1 4 日追加】

A 6 : A 3 の②③にあたる賠償責任保険契約は、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないため、A 4 に記載の取扱いが許容されます。一方で A 3 の①にあたる「役員賠償責任保険契約」(主として D&O 保険) については、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないとはいえないため、改正前から変更はなく、他の賠償責任保険のように理事会の決議を経ることで具体的な条件の決定について理事長や業務執行理事が行うとはできません。

Q 7 : 改正後新たに理事会の決議が必要となる保険契約について、いつから理事会の決議が必要になるのか。

【令和 6 年 6 月 1 4 日追加】

A 7 : 改正法施行日である令和 7 年 4 月 1 日以降に締結される契約 (更新契約も含む) について理事会の決議が必要となります。施行日より前に締結された保険契約については施行日以降に改めて理事会の決議を行う必要はありません。

Q 8 : 役員賠償責任保険 (D&O 保険) を除くその他の保険契約にかかる理事会決議について、保険契約の更新日は毎年 4 月 1 日となっているため、毎年 3 月の理事会にて決議を得る予定である。令和 7 年度について、改正法施行前である令和 6 年 3 月に開催される理事会で決議を行うことは可能か。【令和 7 年 3 月 2 5 日追加】

A 8 : 可能です。

Q 9 : 改正後の私立学校法第 9 7 条第 1 項に関し、役員である学校長が、役員としての業務ではなく、校務 (学校長としての業務。留学の引率等。) で海外出張する際に、当該役員である学校長個人に掛ける海外旅行保険についても、理事会の決議によって内容を決定しなくてはならない対象であり、A 3 における③にあたるのか。

【令和 7 年 3 月 2 5 日追加】

A 9 : 学校長理事が被保険者の保険については役員としての職務執行か学校長 (職員) としての職務執行かによらず、その内容の決定は理事会の決議が必要な対象となり、A 3 における③となります。

第 98 条 (会計年度)

第 99 条 (予算及び事業計画)

第 100 条 (役員及び評議員に対する報酬等)

【説明資料 p 221】

Q 1 : 評議員が無報酬である場合にも、報酬等の支給基準を定めなければならないのか。

A 1 : 評議員が無報酬である場合にも、その旨を報酬等の支給基準に記載しておく必要があります。

第 101 条 (会計の原則)

第 102 条 (会計帳簿)

【説明資料 p 224】

Q 1 : 第 1 0 2 条第 1 項でいう文部科学省令は、学校法人会計基準のことか。この場合、会計基準で会計帳簿の作成について特別な規定を設ける予定はあるか。

また、条文の「適時に、正確な」とは、会社法の規定と同程度とする認識でよい。

【令和6年12月20日更新】

A1：第102条第1項でいう文部科学省令は、学校法人会計基準のことです。新会計基準に会計帳簿の作成について規定を設けました。（第2章）

また、条文の「適時に、正確な」については御認識のとおりです。

Q2：新会計基準は令和7年度から適用される予定だが、令和6年度中に作成する令和7年度予算は、新会計基準を踏まえて作成するのか。【令和6年7月8日追加】

A2：予算書の様式は法令上定められていませんが、収支計算書の様式が予算・決算の対比になっていることを踏まえ、令和7年度予算は、令和6年度中なるべく早期に公布を予定している新会計基準を踏まえて作成頂くこととなります。

Q3：会計帳簿は紙で作成する必要があるか。

A3：会計帳簿は紙での作成に限定されず、電子的記録をもって作成することができます。

第103条（計算書類等の作成及び保存）

【説明資料 p 225～230】

Q1：計算書類等の作成期限を、現行の2か月から3か月に延長する理由は何か。

A1：会計監査人による会計監査は、理事会承認前の計算書類及び財産目録について行うことを予定していることから、当該監査期間を確保するため、書類の作成期限（理事会承認の期限）を現行より1か月延長することとしています。

Q2：作成期限が会計年度終了後3か月になるのはいつの計算書類からか。

A2：令和7年度の決算書類からです。（このため、令和6年度の決算書類の作成期限は従来通り令和7年5月末まで、令和7年度の決算書類の作成期限は、令和8年6月末までとなります。）（根拠：改正法附則第4条第1項）

Q3：資格・構成に関する要件を満たさない者の経過措置として、「令和7年6月頃の定時評議員会終結のときまでに選解任する」旨が示されているが、計算書類の作成期限が、会計年度終了後3か月となるのは、令和7年度からであり、令和6年度の決算書類の作成期限は、従来どおり令和7年5月末までとなっている。

この場合、令和7年4月以降最初に開催される5月末の評議員会を臨時評議員会と位置づけ、同年6月に開催する評議員会を、定時評議員会と位置づけることを寄附行為で定めてもよい。【令和5年12月12日更新】

A3：ご指摘のとおり、令和7年度については決算の仕組みが従来どおりとなるため、御質問のような対応をされることについては問題ありません。

一方で、定時評議員会を令和7年6月に開催する場合、決算報告のためだけに、令和7年5月に旧法に基づく評議員会を開催することが、法人によっては負担となる可能性が考えられます。

このため、令和6年度の計算書類については、令和7年5月中に理事会の承認を受け、5月中に評議員に郵送やメール等の方法で報告すれば、正式な評議員会への報告、意見聴取は、6月に開催する定時評議員会において行うことも可能とします。

Q4：「計算書類等及び事業報告書並びに附属明細書は、毎会計年度終了後3月以内に「作成」しなければならない。」とされる。これまで、計算書類等の所轄庁への「提出」は6月30日までとされていたが、改正法施行後には理事会承認後「6月末日」を以て評議員会に報告されるケースでも不都合が生じないように、提出期限が延長されるという理解で良いか。【令和5年8月1日追加】

A4：改正後の私立学校振興助成法第14条第4項より、私立学校振興助成法に基づく計算書類等の所轄庁への提出期限は6月末日であり、従来と変更ありません。そのため私学助成を受ける場合は、期限内に提出できるよう、余裕をもって作成を進めて頂く必要があります。

Q 5 : 計算書類等の理事会承認期限が毎会計年度終了後3ヶ月以内となったが、法人税、消費税の納付期限が5月末となっている。6月に理事会を開催するのでは計算書類等の確定が納付に間に合わない問題が発生する。この点についてどのように考えればよいか。【令和5年12月12日追加】

A 5 : 確定申告期限に関して、法人税については「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請」を、消費税については「消費税申告期限延長届出手続」を行うことで、申告期限を延長することができます（法人税の最大延長期間：2か月、消費税の最大延長期間：1か月）。

上記申告延長した場合でも納付期限は延長できませんが、予納（見込納付）の申出を行うことで納付期限までに作成された計算書類案等を元に、理事会承認を待たずに見込みの納付をしていただき、確定申告時に納税額を調整していただくことは可能です。制度や手続き等の詳細は国税庁ホームページまたは最寄りの税務署へお問い合わせください。

なお、改正後の私学法では、計算書類等の理事会承認期限について会計年度終了後3か月「以内」との期限を設けているのみですので、①改正私学法における監査の対応スケジュールなどを踏まえ、学校法人の判断により5月末までに理事会承認をしていただき、これまで通り5月末までに申告、納付いただくこと、②上記のとおり予納や申告延長のご対応をいただくことは可能です。

Q 6 : 組合等登記令第3条第3項において「資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内」となっていることと関連して、現行私学法第46条「毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告」することから、改正私学法第103条第2項においては「毎会計年度終了後3月以内に計算書類等を作成」と改められたため、6月末までに資産の総額の変更登記をおこなえるよう、定時評議員会の日程を定める、という理解でよろしいか。【令和5年12月12日追加】

A 6 : 法人として前年度末資産総額を示す財産目録を作成するのは理事会であり（財産目録の「作成」は、理事会承認を持って完了）、評議員会には報告となります（理事会議決→評議員会報告）。

法的な公示力等を生じさせるという登記の性質を踏まえると、財産目録の備え置き・閲覧が開始されるタイミングと合わせ、評議員会報告が終了してからの登記とすることが望ましいと考えます。

Q 7 : 事業報告書の附属明細書とは具体的に何を指しているか。【令和6年12月20日追加】

A 7 : 事業報告書の附属明細書は、事業報告書の内容を補足する重要な事項を明記するものになります。どこまでの内容を盛り込むかについては基本的に各学校法人の判断です（附属明細書で補足すべき事項がない場合には、その旨を示した書類を作成してください）。

Q 8 : 私立学校法施行規則第29条第2項第2号において、事業報告書には、いわゆる内部統制の体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を盛り込むことになっているが、これらは毎年度盛り込む必要があるのか。【令和6年12月20日追加】

A 8 : いわゆる内部統制の体制の整備については、（毎年度決議を行うわけではないと考えますが、）事業報告書の作成時点で適用されている決議があれば、当該決議について盛り込むとともに、当該決議に基づく体制の運用状況の概要を盛り込んでいただくこととなります。

第104条（計算書類等の監査）

【説明資料 p 231】

Q 1 : 監事と会計監査人の役割分担はどのようになるのか。【令和6年6月14日更新】

A 1 : 会計監査人を置く学校法人の場合、計算関係書類及び財産目録に関する会計監査は会計監査人が行い（改正後の私立学校法施行規則第34条）、監事は、会計監査人による会計監査の方法及び結果の相当性などを監査することになります。（改正後の私立学校法施行規則第35条）。

監事と会計監査人の連携や監査重点事項の策定などにより、監事及び会計監査人による監査機能の実効性を確保することが重要になります。

第105条（計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等）

第 106 条（計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等）

第 149 条（計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例）

【説明資料 p 235】

Q 1：改正私学法第 103 条第 4 項では、計算書類等の 10 年間の「保存」義務について定められている一方、同第 106 条第 1 項では、計算書類等の（定時評議員会の日の 1 週間前の日から）5 年間の「備置き」義務が定められている。この「保存」と「備置き」の違いをご教示いただきたい。また、同第 103 条第 3 項では、計算書類等を電磁的記録をもって作成できるとされていますが、「保存」と「備置き」も電磁的に行う、又はインターネット上で公表することで差し支えないか。【令和 5 年 12 月 12 日追加】

A 1：「保存」は倉庫等で単に保管しておくこと、「備置き」は主たる事務所等において利害関係者等の請求があれば容易に閲覧させ又は謄本等を交付することができる状態で保管することを意味します。

計算書類等を電磁的記録をもって作成している場合、原本の「保存」「備置き」も電磁的に行うことができると解されますが、インターネット上で公表することをもって「保存」「備置き」に代えることはできません。

Q 2：大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合、計算書類等を何人にも閲覧させる義務が生じるのは具体的にいつからなのか。

A 2：例えば、令和 7 年度に関する決算において事業の規模が基準を満たすこととなり、大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合は、令和 8 年度の最初の定時評議員会の終結の時から義務が生じます。また、令和 8 年 4 月に学校を設置し、事業を行う区域が基準を満たすこととなり、大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合は、令和 8 年 4 月から義務が生じます。

第 107 条（財産目録等の作成、備置き及び閲覧等）

第 149 条（計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例）

【説明資料 p 237】

Q 1：報酬等の支給の基準について、内容に変更が無い場合であっても、毎会計年度毎に作成しなければならないのか。【令和 5 年 12 月 12 日更新】

A 1：内容に変更がない場合には、理事会において報酬基準の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成・公表すれば足りるものと考えます。なお、その際の記載箇所や記載ぶりの詳細については、各学校法人のご判断で決定いただくものと考えています。

第 108 条

第 150 条（寄附行為の変更、解散及び合併の特例）

【説明資料 p 240～241】

Q 1：第 108 条第 3 項の「軽微な変更として文部科学省令で定めるもの」とは具体的に何か。

【令和 6 年 6 月 14 日更新】

A 1：第 108 条第 3 項の文部科学省令で定めるものは、改正前の私立学校法において届出事項とされていた内容と同じ内容（改正前の私立学校法施行規則第 4 条の 3 に規定されている内容）になります。詳細は改正後の私立学校法施行規則第 46 条をご覧ください。

Q 2：第 150 条に規定する「軽微な変更として文部科学省令で定めるもの」とは具体的に何か。

【令和 6 年 6 月 14 日更新】

A 2：改正後の私立学校法施行規則第 54 条において規定されます。これにより、大臣所轄学校法人等においては、以下の事項に関する寄附行為変更には、評議員の決議が必要になります。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 設置する私立学校や学部等の名称等（届出事項を除く。）
- ④ 理事の定数、任期、選解任、理事長の選定等
- ⑤ 監事の定数、任期、選解任等

- ⑥ 評議員の定数、任期、選解任等
- ⑦ 理事会及び評議員会の決議
- ⑧ 理事選任機関の構成、運営等
- ⑨ 収益事業の種類等
- ⑩ 解散
- ⑪ 寄附行為の変更

Q 3 : 大臣所轄学校法人等において、評議員会の決議がないと効力を生じないとされる決定について、理事会と評議員会の決議が異なった場合にはどうなるのか。

A 3 : 評議員会の決議を必要としている以上、両者の決議が揃わなければ、学校法人の意思決定としては否決となります。ただし、理事会として評議員会に丁寧に説明した上で、同様の議案を再度評議員会に提出することは可能です（寄附行為において両院協議会のようなシステムを盛り込むことも可能です。ただし、評議員会の決議を不要とすることはできません）。

第 109 条（解散事由）

第 150 条（寄附行為の変更、解散及び合併の特例）

【説明資料 p 244】

Q 1 : 大臣所轄学校法人等において、評議員会の決議がないと効力を生じないとされる決定について、理事会と評議員会の決議が異なった場合にはどうなるのか。

A 1 : 評議員会の決議を必要としている以上、両者の決議が揃わなければ、学校法人の意思決定としては否決となります。ただし、理事会として評議員会に丁寧に説明した上で、同様の議案を再度評議員会に提出することは可能です（寄附行為において両院協議会のようなシステムを盛り込むことも可能です。ただし、評議員会の決議を不要とすることはできません）。

第 126 条（合併手続）

第 150 条（寄附行為の変更、解散及び合併の特例）

【説明資料 p 246】

Q 1 : 大臣所轄学校法人等において、評議員会の決議がないと効力を生じないとされる決定について、理事会と評議員会の決議が異なった場合にはどうなるのか。

A 1 : 評議員会の決議を必要としている以上、両者の決議が揃わなければ、学校法人の意思決定としては否決となります。ただし、理事会として評議員会に丁寧に説明した上で、同様の議案を再度評議員会に提出することは可能です（寄附行為において両院協議会のようなシステムを盛り込むことも可能です。ただし、評議員会の決議を不要とすることはできません）。

第 137 条（情報の公表）

第 151 条（情報の公表の特例）

【説明資料 p 249】

Q 1 : 第 151 条において大臣所轄学校法人等が公表しなければならない事項は、これまで大臣所轄学校法人が公表しなければならなかった内容と何か異なるのか。

A 1 : これまで対象となっていた内容に加え、貸借対照表・収支計算書・事業報告書の附属明細書、会計監査報告、評議員の報酬等の支給基準を公表しなければならなくなります。

第 138 条（学校法人の組織に関する訴え）

第 140 条（責任追及の訴え）

【説明資料 p 254】

Q 1 : 評議員に対する責任追及の訴えはできないのか。

A 1 : 第 1 4 0 条第 1 項において評議員会が求めることができる責任追及の訴えの対象には評議員は含まれていませんが、第 8 8 条第 1 項において、学校法人に対する損害賠償責任自体は評議員も負うことになりますので、学校法人が評議員に対する責任追及の訴えをすることは可能です。

第 143 条（大臣所轄学校法人等の定義）

【説明資料 p 257】

Q 1 : 事業の規模について、大臣所轄学校法人等に該当するかどうかの判断の時期はいつなのか。

A 1 : 事業の規模について、大臣所轄学校法人等に該当するか否かについては、前年度の決算結果で判断することとなります。

Q 2 : 大臣所轄学校法人等に関する政令で定める基準について、基本的には基準を満たさない学校法人が、例えば高額の取引をしたことなどによって、例外的に 1 年だけ基準を満たしてしまった場合にも、大臣所轄学校法人等になってしまうのか。【令和 6 年 6 月 1 4 日更新】

A 2 : 大臣所轄学校法人等に関する基準の詳細は改正後の私立学校法施行令第 3 条及び改正後の私立学校法施行規則第 5 2 条等において定められますが、事業規模の計算に当たっては、特別収入・特別支出は除外されます。

第 144 条（会計監査人の設置の特例）

第 145 条（常勤の監事の選定の特例）

【説明資料 p 259～262】

Q 1 : 大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合、会計監査人はいつまでに置かなければならないのか。また、大臣所轄学校法人等に該当しなくなった場合、会計監査人はいつから置く必要がなくなるのか。

【令和 5 年 6 月 6 日更新】

A 1 : 例えば、令和 7 年度に関する決算において事業の規模が基準を満たすこととなり、大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合や、令和 8 年 4 月に学校を設置し、事業を行う区域が基準を満たすこととなり、大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合には、令和 8 年度の定時評議員会の終結の時までに、会計監査人の選任を行っていただく必要があります。

また、例えば、令和 8 年度に関する決算において事業の規模が基準を満たさなくなった場合には、理事会において当該決算が承認された時から、令和 9 年 3 月で学校が廃止され、事業を行う区域に係る基準を満たさなくなった場合には、学校が廃止された時から、それぞれ会計監査人を置く必要がなくなります。

Q 2 : 事業の規模について、第 1 4 5 条第 1 項の政令で定める基準に該当するかどうかの判断の時期はいつなのか。

A 2 : 事業の規模について、第 1 4 5 条第 1 項の政令で定める基準に該当するかどうかについては、前年度の決算結果で判断することとなります。

Q 3 : 第 1 4 5 条第 1 項の政令で定める基準について、基本的には基準を満たさない学校法人が、例えば高額の取引をしたことなどによって、例外的に 1 年だけ基準を満たしてしまった場合にも、常勤の監事を置く必要が生じるのか。【令和 6 年 6 月 1 4 日更新】

A 3 : 第 1 4 5 条第 1 項の政令で定める基準は、改正後の私立学校法施行令第 4 条及び改正後の私立学校法施行規則第 5 2 条等において定められますが、事業規模の計算に当たっては、特別収入・特別支出は除外されます。

Q 4 : 第 1 4 5 条第 1 項の政令で定める基準に該当した場合、常勤の監事はいつまでに置かなければならないのか。また第 1 4 5 条第 1 項の政令で定める基準に該当しなくなった場合、常勤の監事はいつから置く必要がなくなるのか。【令和 5 年 6 月 6 日更新】

A 4 : 例えば、令和 7 年度に関する決算において事業の規模が基準を満たすこととなり、第 1 4 5 条第 1 項の政令で定める基準に該当することとなった場合や、令和 8 年 4 月に学校を設置し、事業を行う区域が基準を満たすこととなり、同項の政令で定める基準に該当することとなった場合には、令和 8 年度の定時評議員会の終結の時

までに、常勤監事を置いていただく必要があります。

また、例えば、令和8年度に関する決算において事業の規模が基準を満たさなく なった場合には、理事会において当該決算が承認された時から、令和9年3月で学校が廃止され、事業を行う区域に係る基準を満たさなくなった場合には、学校が廃止された時から、それぞれ常勤の監事を置く必要がなくなります。

Q5：常勤の定義は何か。フルタイムで勤務する必要があるのか。

A5：「常勤」とは、「定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務があるもの」と解しており、日常的に監査業務等を行う体制がとられていればよく、勤務時間の長さにより判断されるものではありません。

Q6：他の教育機関等で常勤の職に就いている者を常勤監事とすることは可能か。また常勤ではない名誉職（名誉教授等）に就いている者の場合はどうか。【令和6年6月14日追加】

A6：私立学校法における「常勤」とは、「定められた勤務時間中常に勤務する態勢にあり、かつ、職務専念義務があるもの」と解しており、日常的に監査業務等を行う体制がとられていることが必要と考えています。このことを踏まえれば、御質問にある「他の教育機関等で常勤の職」や「名誉職」の具体的な勤務実態にもよりますが、通常、他に常勤の職を有している者が常勤監事に就任することはあまり想定されないと考えます。

Q7：令和6年度中に3年の任期で監事を常勤として選任した場合、令和7年4月1日時点で新たな寄附行為に定められた方法で再度常勤として選定し直す必要はあるか。【令和5年12月12日追加】

A7：改正法施行前に監事を常勤として選任していた場合、改正法における「常勤」と同様の態勢で職務に従事しており、選定方法も改正法施行後の寄附行為に定める方法と同じ方法で行われている場合には、再度常勤監事として選定し直す必要はないものと考えます。ただし、改正法における「常勤」とは異なる態勢で職務に従事している者を単に「常勤監事」と呼称していた場合や、当該常勤監事の選定方法が改正法施行後の寄附行為に定める方法と異なる方法で行われていた場合には、再度常勤監事として選定し直す必要があるものと考えます（なお、常勤監事の設置義務は令和7年度の定時評議員会の終結の時から発生しますので、令和7年4月1日時点で選定する必要は必ずしもありません）。

第146条（理事の構成及び報告義務の特例）

【説明資料 p 264】

Q1：理事の職務の執行状況の報告をするため、大臣所轄学校法人では、理事会を年4回以上開催しなければならないのか。

A1：そのとおりです。書面で報告することは想定されていません。

第147条（評議員会及び評議員の特例）

【説明資料 p 266】

Q1：評議員が10人以下の学校法人では、評議員1人で評議員会の招集請求などが可能となるのか。

A1：そのとおりです。

第148条（体制の整備及び中期事業計画の作成等）

【説明資料 p 268】

Q1：内部統制システムの整備とは具体的にはどのようなことをしなければならないのか。

【令和6年6月14日更新】

A1：内部統制システムの整備については、改正後の私立学校法施行規則第13条において以下のとおり規定されます。

（学校法人の業務の適正を確保するための体制）

第13条 法第36条第3項第5号（法第152条第6項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める体制は、次

に掲げる体制とする。

- (1) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (3) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (4) 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (5) 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- (6) 前号の職員の理事からの独立性に関する事項
- (7) 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (8) 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (10) 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (11) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

第 149 条（計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例）

【説明資料 p 270】

Q 1 : 大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合、計算書類等を何人にも閲覧させる義務が生じるのは具体的にいつからなのか。

A 1 : 例えば、令和 7 年度に関する決算において事業の規模が基準を満たすこととなり、大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合は、令和 8 年度の最初の定時評議員会の終結の時から義務が生じます。また、令和 8 年 4 月に学校を設置し、事業を行う区域が基準を満たすこととなり、大臣所轄学校法人等に該当することとなった場合は、令和 8 年 4 月から義務が生じます。

第 150 条（寄附行為の変更、解散及び合併の特例）

【説明資料 p 272～273】

Q 1 : 第 150 条に規定する「軽微な変更として文部科学省令で定めるもの」とは具体的に何か。

【令和 6 年 6 月 1 4 日更新】

A 1 : 改正後の私立学校法施行規則第 5 4 条において規定されます。これにより、大臣所轄学校法人等においては、以下の事項に関する寄附行為変更には、評議員の決議が必要になります。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 設置する私立学校や学部等の名称等（届出事項を除く。）
- ④ 理事の定数、任期、選解任、理事長の選定等
- ⑤ 監事の定数、任期、選解任等
- ⑥ 評議員の定数、任期、選解任等
- ⑦ 理事会及び評議員会の決議
- ⑧ 理事選任機関の構成、運営等
- ⑨ 収益事業の種類等
- ⑩ 解散
- ⑪ 寄附行為の変更

Q 2 : 寄附行為の変更に係る第 150 条の評議員会の決議は、理事会決議の後でもよいか。

【令和 5 年 6 月 6 日追加】

A 2 : 評議員会の決議は、理事会決議の前後どちらでも構いません。

Q 3 : 大臣所轄学校法人等において、評議員会の決議がないと効力を生じないとされる決定について、理事会と評議員会の決議が異なった場合にはどうなるのか。

A 3 : 評議員会の決議を必要としている以上、両者の決議が揃わなければ、学校法人の意思決定としては否決となります。ただし、理事会として評議員会に丁寧に説明した上で、同様の議案を再度評議員会に提出することは可能です（寄附行為において両院協議会のようなシステムを盛り込むことも可能です。ただし、評議員会の決議を不要とすることはできません）。

第 151 条（情報の公表の特例）

【説明資料 p 275】

Q 1 : 第 151 条において大臣所轄学校法人等が公表しなければならない事項は、これまで大臣所轄学校法人が公表しなければならなかった内容と何か異なるのか。

A 1 : これまで対象となっていた内容に加え、貸借対照表・収支計算書・事業報告書の附属明細書、会計監査報告、評議員の報酬等の支給基準を公表しなければならなくなります。

第 157 条（役員等の特別背任罪）

第 158 条（役員等の贈収賄罪）

第 159 条（学校法人等の財産の処分に係る罪）

第 160 条（国外犯）

第 161 条（法人における罰則の適用）

第 162 条（偽りその他不正の手段により認可を受けた罪）

第 163 条（過料に処すべき行為）

第 164 条

改正法附則

改正法附則第 2 条（役員及び評議員の資格等に関する経過措置）

【説明資料 p 288～292】

Q 1 : 改正法施行以後最初に招集される定時評議員会の終結を待たずして、改正法の施行前や施行時（令和 7 年 4 月 1 日）から、改正後の役員・評議員の資格及び構成の要件に対応することは可能なのか。

【令和 6 年 7 月 8 日更新】

A 1 : 改正後の資格及び構成の要件に前倒しで対応することは、基本的には可能であり、ガバナンスの観点からは望ましいことだと考えます。ただし、改正法施行の際に役員・評議員であった者については、改正法施行以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは現行の資格及び構成の要件が適用されることになるため、理事と評議員の兼職者が 1 人以上は必ず必要となること、評議員は理事の定数の 2 倍を超える数が必要であることに注意が必要です。

Q 2 : 改正後の役員・評議員の資格及び構成の要件に反する役員・評議員については、役員・評議員の任期が残っていても、改正法施行以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までに解任しなければならないのか。

A 2 : そのとおりであり、改正後の資格及び構成の要件を満たさないような状況とならないよう、改正法施行以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までに必要な対応（解任、選任など）をする必要があります。

Q 3 : 改正後の役員・評議員の資格及び構成の要件に対応するため、理事と評議員の兼職を解消する場合、解消後、当該者は理事になるのか、評議員になるのか。

A 3 : 理事と評議員の兼職者について具体的にどのように処理するかについては、学校法人の判断に任せられます。寄附行為変更の際の経過措置として定めておくことが考えられます。

Q 4 : 現行法下で在任している職指定（充て職）の理事は、令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結をもって、何ら手続きを要せず、任期終了ということにより、【令和 5 年 12 月 12 日追加】

A 4 : 寄附行為の定め方にもよりますが、法律上は、職指定（充て職）の理事であっても、令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時に当然に理事を退任することになるわけではなく、これらの者のうち理事の資格及び構成の要件を満たす者の任期は、従来の任期又は令和 9 年度の定時評議員会の終結の時のいずれか早い時ま

でになります。

Q 5 : 職員である評議員の割合を 1 / 3 以下にするため、職員である評議員の一部について評議員の解任を行う場合、解任の対象となる一部の職員評議員をどのように選ぶことになるのか。評議員を辞することを拒否された場合はどうなるのか。【令和 6 年 7 月 8 日更新】

A 5 : 寄附行為の規定自体において、職員である評議員の数が総評議員数の 1 / 3 を超えているような場合には、当該寄附行為の規定を改正し、職員である評議員の数を 1 / 3 以内とする必要があります。

解任の対象となる評議員については、改正後の寄附行為や各学校法人の実情等を踏まえて決定することになります（例えば、職員である評議員の選任機関が 1 つである場合には、当該選任機関において解任対象となる評議員を選ぶことが考えられます）。

なお、改正法施行前に評議員を改選する機会がある場合には、例えば、職員である評議員の一部の任期を、あらかじめ、改正法施行以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとしておくなどの工夫をすることが考えられます。

Q 6 : 改正の時点において「理事又は理事会選任評議員」が 1 / 2 を超えている場合は、評議員の構成に関する経過措置の適用はなく、令和 7 年 4 月以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までに、当該超えている評議員数について、改選が必要ということか。

A 6 : そのとおりです。

Q 7 : 改正後の役員・評議員の資格及び構成の要件に対応するために解任された役員・評議員の後任の任期について、解任された役員・評議員の任期の残任期間とすることは可能か。

A 7 : 寄附行為においてその旨の定めがあり、補欠の役員・評議員として選任されている場合には、解任された役員・評議員の任期の残任期間とすることは可能です。

Q 8 : 改正法施行前に役員・評議員の選任をしておき、選任された役員・評議員の任期を改正法施行後から開始することは可能か。

A 8 : 令和 7 年 4 月 1 日を境に役員・評議員の選任方法が変更されることに鑑みれば、改正法施行前に役員・評議員の選任をしておき、選任された役員・評議員の任期を改正法施行後から開始することは基本的には想定していません（特に、改正法施行前には理事選任機関の概念がないこと、監事の選任方法が改正前後で変更されることから、御質問のような取り扱いは不適切と考えています）。

Q 9 : 改正法施行後から任期が開始される役員・評議員の選任について、改正法施行前にどこまで準備をしておくことが可能なのか。

A 9 : 理事については、

- ・理事選任機関において評議員会の意見を聴くこと
- ・理事選任機関において理事選任の決議をすることについては改正法施行後に行う必要があります。

監事については、

- ・監事の選任に関する議案の提出について監事の過半数の同意を得ること
- ・評議員会において監事選任の決議をすることについては改正法施行後に行う必要があります。

それ以前の準備行為（例えば、選考委員会の設置や理事候補者一覧の作成など）については改正法施行前に行うことは可能です。

Q 10 : 現行の役員・評議員の任期が令和 7 年 4 月 1 日までとなっているのだが、寄附行為変更の附則（又は新寄附行為の附則）において、これらの者の任期を改正法施行以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までに延ばすことは可能か。【令和 6 年 7 月 8 日更新】

A 10 : 可能です。もし、令和 7 年 4 月 1 日に新たな役員・評議員の選任を行うとした場合、理事と評議員の兼職などの関係で、令和 7 年に開催される定時評議員会の終結の時に、再度、理事や評議員の解任等を行わなければ

ならなくなるなど学校法人の事務作業等の負担が大きくなることが予想されるため、むしろ御質問のような扱いをしていただくことを推奨します。

Q 1 1 : 大臣所轄学校法人等が大臣所轄学校法人等でなくなった場合や、大臣所轄学校法人等でない学校法人が大臣所轄学校法人等となった場合、改正法附則第 2 条第 2 項の経過措置の期限はどうなるのか。

A 1 1 : 改正法附則第 2 条第 2 項の経過措置の期限については、改正法施行の際の期限が引き続き適用されることとなり、

- ・改正法施行の際に大臣所轄学校法人等であった学校法人については令和 8 年度の最初の定時評議員会の終結の時まで
- ・改正法施行の際に大臣所轄学校法人等でない学校法人であった学校法人については令和 9 年度の最初の定時評議員会の終結の時まで

が経過措置の期限となります。

改正法附則第 3 条（役員及び評議員の任期に関する経過措置）

【説明資料 p 294～300】

Q 1 : 改正法施行の際に在任している役員・評議員について、改正法附則第 3 条の規定にかかわらず、改正法施行以後最初に招集される定時評議員会の終結の時に全員を改選することは可能か。また、その場合、後任の理事・評議員・監事の任期は前任者の残任期間という理解でよいのか。【令和 5 年 6 月 6 日更新】

A 1 : 可能ではありますが、その時点でまだ任期が残っており、改正法の役員・評議員の資格及び構成の要件を満たす者については、当然に解任することができるわけではないため、当該役員・評議員の自主的な意思により退任していただくことが必要となります。後任の任期については、新たに任期が始まることが原則であり、寄附行為において定めがあり、補欠の役員・評議員として選任されている場合などには、解任された役員・評議員の任期の残任期間とすることが可能となります。

Q 2 : 役員・評議員が令和 5 年 9 月に改選されることとなっており、寄附行為ではこれらの者の任期は 3 年とされている。今回の制度改正を機に、これらの者については、令和 7 年度の定時評議員会の終結のタイミングで全員改選をしたいと考えているが、令和 5 年 9 月に選任する際の任期として、「令和 7 年度の定時評議員会の終結の時まで」や「改正後の寄附行為によって定める時まで」とすることが可能か。【令和 5 年 6 月 6 日追加】

A 2 : 寄附行為において任期が 3 年とされているのであれば、「令和 7 年度の定時評議員会の終結の時まで」や「改正後の寄附行為によって定める時まで」とする任期は寄附行為に違反するものであり、できないと考えます。また、寄附行為の改正を理由としたとしても、任期途中の者を一方的に解任するような対応をすることについては権利の侵害として問題となる危険性があり、可能な限り事前にその旨を知らせて、同意を得ておくことが望ましいと考えます。

以上を踏まえ、発令にあたっての対応方策としては、例えば、以下のようなことが考えられます。

- ・発令書には、任期は「令和 8 年 9 月」と記載しつつ、令和 5 年 9 月に就任していただく際に、任期は令和 8 年 9 月までとしているものの、令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時に辞任していただく前提での就任であることを了承の上で就任していただく。
- ・発令書には、任期は「令和 8 年 9 月 ※ただし今後寄附行為が改正され、任期が令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時までに短縮される可能性がある」と記載する。

Q 3 : 資格・構成に関する要件を満たさない者は令和 7 年度に開催される定時評議員会の終結の時までに選解任を行う必要があるとされる一方、「任期途中の者を一方的に解任するような対応をすることについては権利の侵害として問題となる危険性がある」とされているが、本人から辞任の申し出がない限り、資格・構成に関する要件を満たさない者についても、任期終了まで在任となるのか。【令和 5 年 8 月 1 日追加】

A 3 : 現在在任する役員・評議員のうち、改正後の私学法の「資格・構成に関する要件を満たさない者」については、令和 7 年度最初の定時評議員会の終結の時までに、選解任を行っていただき、改正後の私学法の資格・構成に関する要件を満たすようにしていただくことが必要です。

その際、任期の途中でおやめいただく役員・評議員に対しては、改正後の私学法に基づく役員・評議員の選解任に係る考え方を明確にしたうえで、丁寧な説明を尽くし、おやめいただくことをご理解いただく必要があると考えています。

「任期途中の者を一方的に解任するような対応をすることについては権利の侵害として問題となる危険性がある」というのは、学校法人と当該対象者との間で、適切な説明・協議等がなされないまま、任期途中に一方的に解任をするような場合には問題が生じうることから、事前に丁寧な説明を尽くすべきであることを示したものであり、改正後の資格・構成に関する要件を満たさない者であっても、本人から辞任の申出がない限り、在任し続けることを許容するものではありません。

Q 4：改正法附則第3条の規定により、任期が令和9年の最初に招集される定時評議員会の終結の時までとなった役員・評議員の後任について、その任期を当初の役員・評議員の任期の残任期間とすることは可能か。

A 4：改正法附則第3条の規定は、本条に該当する役員・評議員の任期自体を変更する効果があるため、これらの者は令和9年の最初に招集される定時評議員会の終結の時までで任期を全うすることになり、残任期間は存在しないこととなります。

Q 5：改正法附則第3条の規定により、当初の任期が短縮される者については、当初の任期よりも前に当該役職を退くことについて、辞任届を提出してもらう必要があるのか。

A 5：改正法附則第3条の規定は、本条に該当する役員・評議員の任期自体を変更する効果があるため、辞任届を提出してもらう必要はありません。

Q 6：寄附行為の改正ぶりによっては、改正法施行の際に在任している役員・評議員について、寄附行為の要件に合致しない者となってしまう場合もあると思うが、該当する者はその職を失うということになるのか。

【令和6年6月14日更新】

A 6：今回の制度改正に対応するための寄附行為変更によって、寄附行為の要件に合致しなくなった者の職を失わせることとするかどうかは、法令の要件に抵触しない限りは、各学校法人の判断になります。寄附行為を変更する際、必要に応じ、経過措置を設けて明確化することが望ましいと考えます。

Q 7：改正法施行前に選任する理事・監事・評議員について、現在の寄附行為に基づき任期を付すと、任期の終期が令和9年度に開催される定時評議員会の終結の時を超えてしまう場合であっても、任期満了日は令和9年度に開催される定時評議員会の終結の時までではなく現在の寄附行為に基づく任期の満了日とすべきか。その場合、令和9年度に開催される定時評議員会の終結の時に解任又は自主的に退任いただくという理解でよいのか。

【令和5年12月12日追加】

A 7：御質問のとおり、現在の寄附行為に基づく任期満了日としていただくことになります。また、改正法が施行されることにより、これらの者の任期は自動的に令和9年度に開催される定時評議員会の終結の時までに短縮されることになりますので、解任や自主的な退任ではなく、任期満了での退任という整理となります。なお、以上のことについては、選任の際にお伝えし理解を得ておいていただくことが望ましいと考えます。

Q 8：改正法施行の際に在任している役員の任期の延長に関して、現行の寄附行為において、「役員が任期満了を迎えた後も、その後任が選任されるまではその職務を行う」旨を定めていれば、「令和7年3月31日に在任する役員の任期は、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで延長する」といった附則規定を設けることなく、任期を令和7年度定時評議員会の終結の時まで延長することが可能か。【令和6年12月20日追加】

A 8：役員が任期満了を迎えた後も、その後任が選任されるまではその職務を行う旨の規定は、役員の任期を延長する趣旨のものではございませんので、その規定をもって任期を令和7年度定時評議員会の終結の時まで延長することはできません。

Q 9：「前倒しで改正後の構成要件に対応した理事及び評議員」について、例えば、理事選任機関を定めずに選ばれた理事や、理事選任機関で選んだが評議員会の意見を聴かずに選ばれた理事の場合でも、定数・兼職・特別利

害関係者等の制限が改正法に則った構成要件を満たしていれば、最長で令和 9 年度の最初の定時評議員会終結の時まで」任期を全うできるものと考えてよい。【令和 5 年 6 月 6 日追加】

A 9：そのとおりです。選任方法については改正後の私学法に則った場合でなくても、資格や構成の要件について改正後の私学法の要件を満たしていれば、最長で令和 9 年度の定時評議員会終結の時までの任期となります。

Q 10：改正法施行の際に在任している役員・評議員については、理事選任機関の概念がないと考えるが、解任する権限を有する主体はどこになるのか。【令和 5 年 1 2 月 1 2 日更新】

A 10：改正法施行の際に在任している理事・評議員の解任権者は、寄附行為変更の際の附則で定めることが考えられます。また、監事の解任権者は評議員会となります。

Q 11：制度改正前に付されていた理事長の任期について、制度改正後はどのように扱ったらよい。理事長の任期は継続するのか。【令和 5 年 1 2 月 1 2 日追加】

A 11：理事長の任期については、改正後の私学法では特に規定が設けられておらず、どのように扱うかは各学校法人の判断になります。制度改正前に付されていた理事長の任期を制度改正後も継続することも可能です（ただし、理事長である理事の任期が終了した場合には、その時点で理事長としても退任することになることにご留意ください）。

Q 1 2：令和 7 年度の定時評議員会終結後に、必ず理事長の選定を行わなければならないのか。

【令和 6 年 1 2 月 2 0 日追加】

A 1 2：令和 7 年度の定時評議員会終結のときに、理事長である理事が退任（再任された場合を含む）した場合には、理事長としても退任したことになるため、御質問のとおり速やかに理事会を開催して新しい理事長を選定する必要があります。

一方、理事長である理事の任期が令和 7 年度の定時評議員会終結のとき以降も継続しているのであれば、そのまま理事長としても在任し続けることが可能です。

改正法附則第 4 条（会計帳簿等に関する経過措置）

【説明資料 p 301】

Q 1：令和 6 年度の決算のために令和 7 年 5 月頃に開催する評議員会の招集手続きについて、改正後の私立学校法第 7 0 条に定める評議員会の招集手続きは必要なのか。【令和 7 年 3 月 2 5 日追加】

A 1：令和 7 年 4 月 1 日以降に評議員会を招集する場合、改正後の私立学校法第 7 0 条に定める招集手続きを行っていただく必要があります。ただし、改正後の私立学校法第 1 0 5 条については、改正法附則第 4 条第 1 項によりなお従前の例によることとなりますので、評議員会の招集通知に理事会の承認を受けた書類等を添付する必要は必ずしもありません。

改正法附則第 9 条（大臣所轄学校法人等の特例に関する経過措置）